

平成24年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成24年12月5日(水曜日)

議事日程 第1号

平成24年12月5日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告並びに議員辞職の件
- 日程第 4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会研修視察報告)
- 日程第 5 請願・陳情文書表
- 日程第 6 発議第 9号 議員派遣の件について
- 日程第 7 発議第10号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 報告第13号 水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)こ
道橋新設工事変更施工協定締結の専決処分報告について
- 日程第 9 承認第 5号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報
告について
- 日程第10 議案第85号 みなかみ町監査委員の選任について
- 日程第11 議案第86号 みなかみ町土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 日程第12 議案第87号 みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例につ
いて
- 議案第88号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管
理者の資格基準に関する条例について
- 議案第90号 みなかみ町道路構造基準条例について
- 議案第91号 みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 議案第92号 みなかみ町営住宅等整備基準条例について
- 議案第93号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例について
- 日程第13 議案第95号 みなかみ町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第96号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)
- 議案第97号 指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の
郷)
- 議案第98号 指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)
- 議案第99号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)

- 議案第100号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)
- 日程第15 議案第101号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第102号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第103号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第104号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第105号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 一般質問
- 島崎栄一 君 . . . 1. 町の観光施設について
- 阿部賢一 君 . . . 1. 支所機能のこれから
2. レスキューキットを透析患者、身体障害者宅へ配布を
- 原澤良輝 君 . . . 1. 自然を生かした観光の活性化について
2. 子育て支援について
3. 太陽光発電を推進することについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番	小林	洋君	2番	内海	敏久君
3番	中島	信義君	4番	欠員	
5番	阿部	賢一君	6番	林	一彦君
7番	山田	庄一君	8番	河合	生博君
9番	林	喜美雄君	10番	原澤	良輝君
11番	島崎	栄一君	12番	高橋	市郎君
13番	久保	秀雄君	14番	小野	章一君
15番	中村	正君	16番	河合	幸雄君
17番	鈴木	勲君	18番	森下	直君

欠席議員 なし

会議録署名議員

3番	中島	信義君	14番	小野	章一君
----	----	-----	-----	----	-----

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	鈴木	初夫	書	記	本	間	泉
--------	----	----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

町長	岸	良昌君	副町長	鬼頭	春二君
教育長	牧野	堯彦君	総務課長	篠田	朗君
総合政策課長	青木	寿君	税務課長	石坂	和利君
会計課長	永井	泰一君	町民福祉課長	青柳	健市君
子育て健康課長	関	章二君	環境課長	須藤	信保君
上下水道課長	杉木	清一君	農政課長	高橋	正次君
観光商工課長	真庭	敏君	まちづくり交流課長	宮崎	育雄君
地域整備課長	増田	伸之君	教育課長	岡田	宏一君
水上支所長	中島	直之君			

開 会

午前9時 開会

議 長(森下 直君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第6回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長(森下 直君) 本定例会に際し、町長よりあいさつの申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 平成24年12月定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、本日、議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

国政においては、先月16日の電撃的な総理大臣の改選によりまして、昨日12月4日、衆議院の総選挙が公示され、16日の投開票日に向けて、町の選挙管理委員会の業務も多忙を極めていただいております。

今後の政治のあり方、方向性を決める選挙であるとも言われ、国民の政治に対する関心も高まっております。政治意識が流動化する中で、政権構成の変化がどうなるのか、大変高い興味が持たれているところであります。

我が町でも、前田善成議員が町議を辞職され、昨日、茨城3区から立候補されました。利根川の最上流から利根川を下り、下流の地域で意思を貫かれようとしています。政治信条や属する政党の差など多様な意見はありまじょうが、同僚の議員が国政に向け、強い意思を表明されようとしていることに、みんなで支援申し上げたいというふうに思います。

また、前田前町議が改めて所信を貫かれることと、新たなご活躍の場を得られることを心からお祈りする次第でございます。

国政レベルでは、地方交付金のあり方や地方分権の受け皿としての仕組みなど、幅広い論点が提起されていますが、私はいずれも都市の理論が強調され過ぎているように感じております。投票の価値を完全に人口構成に比例すべきであるという議論につきましても、地域のおかれている状況や面積など、他の要因は全く無視して人口だけ配慮すべきものということで、国土経営の視点を欠くことにはならないのかという疑問を持っているところであります。

先般、議会改革に関する書籍を読んでおりまして、議員がみずからの判断と選挙民の

判断にずれが生じた際に、いかに行動すべきかということが書いてありました。議員なり、選挙で選ばれたすべての者の悩むところだと思います。

国政は、国民代表制を採用しており、自分の支援者や選挙区のためでなく、国民全体の代表者として、天下国家を論じて行動すべきだという、いわゆる受任者の立場で行動することは、論理的に確立されているということでありました。この点からいいますと、今の国政は被選挙者の持つもう一つの側面であります代理者の立場に引きずられている気配が強いという気がいたしております。

ついでに、さらに引用させていただきますと、地方議員の場合は、住民の意向とみずからの信念がずれたときに、代理者としての判断をする意識が高いが、受任者としての判断も相当程度の議員がしているというアンケート結果だそうでございます。この点につきましては、我がみなかみ町町議会においては、議員同士の議論が実質的になされており、双方の側面がバランスのとれた形で結論が導かれているというふうに感じておるところでございます。合議制機関の構成員である議員各位のさらなる切磋琢磨をお願いする次第であります。

さて、休会中も議員各位におかれましては、いつもどおり、何度にもわたる現地調査や協議、打ち合わせ等に積極的に活動いただきました。改めて感謝申し上げます。

私も、秋の各種全国規模の会合の時期で、全国町村長大会、ダム発電所在市町村会議、観光所在町村会議、砂防事業促進全国大会、水利事業促進全国大会、道路整備促進全国大会など、数多くの全国規模の会議に出席するとともに、幾つかの大会に関しましては役員として国政各方面への要望活動にも参加したところであります。

次に、市町村職員中央研修所の25周年記念シンポジウムを聞いてまいりました。この中で、広域行政と地方分権に対する講演とシンポジウムでしたので、興味を持って参加いたしました。数多く得るところがありましたが、2点のみ報告させていただきます。

まず、シンポジウムは、今後の広域行政と基礎自治体のあり方という題で、3名のパネリストとコーディネーターによって行われましたが、そのパネリストの中のお一人は、佐賀県多久市長の横尾市長でいらっしゃいました。横尾市長は現在、恐らく3期目だと思いますけれども、早くから青年市長会の副会長として多くの活動をされている方です。ことしの春に全国道路整備促進期成同盟会の代表として、横尾市長と一緒に総理官邸への要請活動などに参りました。その際にも落ちついた発言力と地域の状況を的確に要請につなげるという情報発信力に感心したところであります。この横尾さんがシンポジウムで、分権とは地方が主役の国づくりであり、1つとしては市町村の経営、2つ目は経営の透明性、3つ目は新たな協働のあり方、4つ目として議会の自己改革力、この4点について述べられたところです。

見識にあふれた発言ではありましたが、その市長であっても議会の改革について、会場から質問を受けたときに、予算と条例の提出権は首長にあってとのご発言がありました。予算の提出権は首長にしかないということも事実ですが、議会は予算の修正ができます。また、政策の基本をなす条例については、議会側が提案されるべきだと、常日ごろ申し上げている私としては、横尾市長の発言に若干の物足りなさを感じたところであります。彼

以上に私のほうが議会を信頼しているというかあるいは執行に当たっては、私が責任を持ちますが、議会には積極的に政策立案にかかわっていただきたいと、日ごろ思っており、さらにその感を強くしたところであります。

もう1点、市町村職員中央研修所は、設置以来25周年を迎えますが、充実した研修が用意されており、他の市町村の関係者と交流できる適切な場であると思いました。今後、積極的に活用し、その他の方法も含めまして地方主権時代の役場職員の人材育成にさらに努めていきたいと、改めて感じたところでございます。

あわせて、議員各位におかれましても、さらなる研修の機会をおつくりになられることをご期待申し上げます。

さて、今定例会に提案いたします案件は、それぞれ専決処分報告による報告1件、承認1件と人事案件が1件、定款変更1件、条例改正9件、指定管理者の指定5件、補正予算5件であります。

詳細につきましては、後ほど説明していきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（森下 直君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

3番 中 島 信 義 君
14番 小 野 章 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（森下 直君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月5日より、14日までの10日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より14日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告並びに議員辞職の件

議長（森下 直君） 日程第3、議長諸報告並びに議員辞職の件についての報告を行います。

9月定例議会後の主な事柄についてご報告申し上げます。

10月2日、利根地方総合開発協会による請願・陳情・要望項目について、利根沼田市町村長と議会議長により群馬県へ要望を提出してまいりました。

要望項目は、1つとして、新エネルギーの普及促進支援について。2つ目としまして、除染費用の全額国庫負担について。3番といたしまして、望郷ラインの早期県道昇格について。4番として、国道120号金精峠年間開通について。5番として、防風ネットの単独設置への補助拡充について。6番として、群馬県国民健康保険広域連合会についての6項目でありました。

この結果、1の新エネルギーの普及促進支援についてと除染費用の全額国庫負担については採択、4番の国道120号金精峠年間開通についてと防風ネットの単独設置への補助拡充については、趣旨採択となりましたので、報告いたします。

次に、10月11日、12日両日、老神温泉「あわしま」において、利根郡町村議会議長会主催の議員研修会が行われ、全議員の参加をいただき、2日間研修を行ってまいりました。講師には、元衆議院議員の尾身幸次先生や県議会議長の上田次長、県民健康科学大学の田淵教員を迎え、研修してまいりました。

10月24日には、吉岡文化センターにおいて、県議会議長会主催の町村議会議員研修会が行われ、山梨学院大学法学部教授江藤俊昭氏による「住民自治の向上と議会改革」についての講演をいただき、次に、群馬大学大学院工学研究科教授片田敏孝氏より「想定を超える災害にどう備えるか」3.11の東日本大震災から学ぶ、群馬県の災害特性と対策についての講演会が行われました。

また、その他に町村議会議長全国大会及び第37回豪雪地帯町村議会議長全国大会や郡内、町内の催しに参加してまいりました。

次に、さきの全員協議会においても報告しておいたとおり、平成24年11月22日付で前田議員より議員辞職の届け出がありました。同日付で受理したことを報告いたします。また、前田議員の所属する産業観光常任委員会副委員長には、高橋市郎君が就任、議会だより編集特別委員会は、1名減となりましたので、あわせてご報告いたします。

次に、議員派遣について申し上げます。

10月9日、10日の2日間、総務文教常任委員会による長野県栄村の防災対策視察、11月12日、13日の2日間、厚生常任委員会による障害者福祉サービス事業所「たんぼぼホーム」汚泥最終処分場の北茨城市「新和企業」やRDF処分場「関商店」などの視察、11月19日には、産業観光常任委員会を中心とした委員により、草津町の「ウィズ

ウェイストジャパン」廃棄物最終処分場の視察を行ってまいりました。

また、11月28日より7日間、産業観光常任委員長の山田庄一君がイタリアにアグリツーリズムの研修に行ってきました。いずれも9月定例会以降の派遣計画であり、会議規則122条ただし書きにより、議長において議員の派遣を決定させていただきましたので、ご報告申し上げます。

これにて、議長報告並びに議員辞職の件についての報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について（委員会研修視察報告）

議長（森下 直君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告について、各常任委員会研修視察報告を議題といたします。

各常任委員長より報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木勲君。

（総務文教常任委員長 鈴木 勲君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木 勲君） 総務文教常任委員会行政視察報告をいたします。

日時は、平成24年10月9日から10日の2日間でございます。

視察場所につきましては、長野県栄村でございます。栄村役場を訪問し、視察を行いました。次の日に、新潟県魚沼郡の「道の駅ゆのたに」を視察いたしました。

内容といたしましては、纒纒申し上げますけれども、東日本大震災、その翌日の長野県北部地震以降の災害復興の取り組みについてを視察いたしました。また、「ゆのたに」につきましては、地元特産品を生かしたまちづくりについて視察を行いました。

それでは、説明を申し上げます。

視察議員は、議会6名、職員3名で視察を行いました。まず、栄村でございますけれども、長野県の最北端に位置する栄村は、271.51の広大な面積を有しており、その92.8%が山林で占めております。また、9市町村と接しておるために、境界線は複雑なラインを描いておりまして、北部を千曲川が東西に横断し、志久見川、中津川が南北を縦断して流れ、これらの川の沿岸に平坦な集落を形成、南部に烏甲山、苗場山を中心に2,000メートル級の山々が連なる山岳地帯で、日本海型の気候により、全国的にも有名な豪雪地帯でありました。

長野北部地震の災害状況でございますけれども、長野北部地震につきましては、平成23年3月12日午前3時59分、マグニチュードが6.7、震度6強の大地震でございました。家屋等全壊、半壊、道路の亀裂、橋の損害等ももたらし、国道117号線は青倉地区の栄大橋が被害を受けまして、大型車は通行どめ、普通車は片側通行になったわけですが、その上部の中条川では山腹崩落によりまして、土石流が発生し、災害後の避難生活によりまして過労死が3人、軽傷者が10名出たわけでございます。

農地災害からの復旧、復興状況でございますが、災害用地6.7ヘクタールで、我々が視察したときには9割以上が復興しておりまして、今年中には復旧が全部終わるという予

定であるそうでございます。建物につきましては、全壊の33棟につきまして村営住宅を31戸分つくるということで、11月15日には入居予定、現在ではもう入居しているということでございます。半壊、一部損壊につきましては、JA共済に加入していた家では、地震共済で対応していただき、復旧が早かったということでございます。

今後の栄村の復興計画の策定でございますけれども、基本目標の災害を乗り越え、集落に子供の元気な声が響く村ということで、それをスローガンに策定して頑張っているところでございます。また、計画の柱として、安全環境の確保、地域資源の積極的な活用、集落ごとの特色ある復興ということで、3つの柱で頑張っていると思います。

栄村で感じたことは、中条川の上部、山腹崩落で復旧工事が大規模でなされ、国の負担が98%であった。また、役場、JA、消防が同一の建物であり、災害時の対応が万全であった。道直しの事業につきましては、みなかみ町でも対応しているように、栄村でも道路につきましては、現物支給で道直しを実施しておりました。また、高齢者の対応につきましては、ヘルパーの派遣あるいは除雪隊など栄村独自の制度がとられて、感心をしてまいりました。

次に、「道の駅ゆのたに」の視察経過を申し上げます。

まず、気づいたことは、高速道路から離れているにもかかわらず、入店者が多く、売店の品数が多く、地元の特産品が豊富で、レストランでの食事をしたわけでございますけれども、そのレストランに客が多かったということでございます。道の駅に多くの客を寄せるためには、レストランが必要不可欠であると思われました。

以上、総務文教常任委員会の視察報告といたします。

議長（森下 直君） 次に、厚生常任委員長林一彦君。

（厚生常任委員長 林 一彦登壇）

厚生常任委員長（林 一彦君） これより厚生常任委員会の視察研修報告を申し上げます。

去る11月12、13、前橋市江木町「たんぼぼホーム」と茨城県北茨城市「新和企業」、古河市「関商店」の3カ所について、また11月20日、水上火葬場の現地視察を行いました。

まず、初日のたんぼぼホーム視察目的は、来年度月夜野地区に開設予定の知的障害者サービス事業所の運営の参考にと、視察をしたわけでございます。

たんぼぼホームは、18歳以上の知的障がい者を対象とする20名定員のデイサービス事業所でございます。担当職員より、施設の案内と日課等の説明を受けました。利用者は現在20名で、定期的に内科検診や予防注射などを行っている。地域交流といたしましては、納涼祭などを開いている。生活活動場所と食事場所は別にしたほうがよいとのアドバイスをいただきました。また利用者、その家族から一番喜ばれているサービスといたしましては、入浴サービスだそうであります。月、水、金曜日の週3回の入浴サービスです。本町にできる予定のデイサービスでは、当初入浴のサービスはしない予定だそうですので、早期に入浴サービスができるような検討を当町からも要望していただきたいところであります。

2つ目の視察場所、北茨城市「新和企業」は、本町での放射性セシウム濃度基準オー

パーの汚泥処理をお願いした廃棄物総合処理施設でございます。

担当職員より、みなかみ町から搬入した汚泥の最終処分方法の説明や処分場の案内を受けました。東京電力福島原子力発電所事故の影響による当町の放射性セシウム濃度基準オーバー汚泥を脱水汚泥残渣で約68トン进行处理していただいております。経費はトン4万円、総額で約273万円となりました。現在、みなかみ町からの放射性物質濃度基準オーバーの汚泥の搬入はございません。

この視察の直前に、北茨城市を表敬訪問いたしまして、村田議会議長の歓迎のあいさつの後、役場職員から震災の被害の説明を受けました。質疑の後、これからの両自治体の友好をより深めることを確認いたしました。

3カ所目、古河市の株式会社「関商店」は、本町の奥利根アメニティパークのRDF処理をお願いしているリサイクル事業所でございます。

担当職員より、企業のコンセプトやRPF製造工程などの説明、そして工場の案内を受けました。みなかみ町からのRDFは、一度破碎され、ほかのごみとまぜられ、形成機でつくり変えられております。みなかみ町で、アメニティパークのRDFをこの事業所に運搬費用をかけて売却しており、その経費は年間6,000万円を超えております。当町でも健全な財政運営を求められており、奥利根アメニティパークから出るRDFの処理対策は喫緊の課題であります。

以上が11月12、13日視察報告であります。

20日の水上火葬場視察報告をいたします。水上火葬場老朽化に伴う改修の要望書が提出されたことによる視察でございます。

水上火葬場は、昭和42年に建設されまして、45年が経過しておる施設でございます。担当職員より、水上火葬場や新治地区、月夜野地区の火葬状況の説明を受けました。水上火葬場は老朽化が著しく、炉の燃焼の不具合や昔の基準サイズで、最近の大型サイズの棺おけが入りません。また火葬炉と待合室が離れており、段差も激しく、雨や雪の日は、利用者が不便を強いられているところであります。

統廃合検討委員会での意見や数通りの整備計画案がございますが、旧水上地区の利用者からは、この地に火葬場がないと不便きわまりないとの指摘もあり、経費の勘定だけでの判断は避けるべきであります。今後さらなる検討が必要でございます。

以上を申し上げまして、厚生常任委員会における研修視察報告といたします。

議長（森下 直君） 次に、産業観光常任委員長山田庄一君。

（産業観光常任委員長 山田庄一君登壇）

産業観光常任委員長（山田庄一君） それでは、閉会中に行われました産業観光常任委員会の視察についてご報告申し上げます。

まず、10月18日から20日にかけて、高知県津野町において行われた全国源流の郷協議会の首長サミットについての報告ですが、ことしは高知県津野町を会場に、みなかみ町と同じように源流を抱える14の自治体の町村長を中心に、近隣のオブザーバー参加町村及びパネルコーディネーターや随行を含む総勢60名に加え、当日行われたメインイベントには、600人収容の会場が満員となる中、高知県知事、林野庁長官を来賓に迎え、

盛大にとり行われました。

全国源流の郷協議会の設立趣旨は、日本民族の命の源である源流が急速な少子・高齢化によって、生活や文化を維持することが難しくなり、その基礎となる自治体の存続が危うくなってきている。しかし、水や森林などの資源は、源流のみならず、流域で生活を営む人々の共通の宝物であり、その恵みを享受する人々が共同して保全に努めることが重要であり、源流だけに任せることなく、関係する流域全体の問題として考えながら活動していきましょうという目標のもと活動しています。

源流の郷という響きは、郷愁を思い起こす言葉のようですが、参加自治体は過疎化という共通の問題を抱えながらも、その中で知恵を働かせながら名産を生み出し、地理的条件のハンディキャップを逆手に、レタス栽培農家で1件当たり2,400万の収入を得る環境をつくるなど、元気な地域と人手や予算面で大変な地域においては、都会との協定を結ぶことで、地域資源の保全に努めている自治体もありました。

津野町では、この大会を町全体で盛り上げるべく、各種団体のご協力を仰ぎなら多くの参加者を募り、町民や職員が手を携えた運営は心温まるものを感じ、来年の開催地であるみなかみ町の参考になったと同時に、町民への周知をいかにして図りながら参加してもらおう手だてを考えると大変さを思いました。

また、大会に先駆け、18日に行った吉野川で行われているラフティングの運営に関する調査では、現地でラフティングを運営しているトップスの平田さんから説明を受け、地域貢献をすることで住民の中に溶け込み、恩恵を受けている川を清掃するなどして恵みに感謝し、漁協との関係ではルールを守ることで信頼を構築し、トラブルを防止しているとのことでした。このことがみなかみ町で、そのまま参考にならないこともありますが、地域の奉仕活動を通じた住民との交流は、みなかみ町のアウトドアスポーツ条例の肉づけをしていく上で、参考になればいいと思いながら、次の視察先に向かいました。

続きまして、11月19日に行われました草津町にあるウィズウェストジャパンの最終処分場跡地の有効利用に関する調査研修視察についてご報告を申し上げます。

当日参加者は、議員8名と事務局長、また当局から環境課長と農政課の職員1名、合計11名の参加の中、草津の最終処分場跡地に設置されたエアドームテント施設でのレタス栽培と建設中の多目的広場の現状を視察しました。

目的は、ウィズ社の埋立地の有効活用の考え方と安全性の確認であります。

到着後、会社の方針として、地域とともに生きるという考えのもと、社名をウィズと名づけ、運搬トラックのボディに大きく社名を書き入れているのは、産廃業者の悪いイメージを隠すことでなく、環境問題に真剣に取り組んでいる姿勢と責任を隠さないことで、会社が安全性や地域貢献を重視していることをアピールしているとのことでした。

議員からの質問では、草津で事業を始めるに当たり、町や町民との話し合いの経過について質問があり、当初観光の町草津のイメージからして100%の反対があった。浸透水が漏水することの事故が環境汚染の最大懸念されるところを、ブリヂストンと共同開発された多重構造シートによって漏水を全く考えられない。当初総厚24ミリの防水シートが現在は改良され、総厚34ミリのものが使用されているので安全である。地域住民の通

勤時間帯や観光客の到着時間帯を調べ、早朝作業などによって迷惑することを回避した。年間8,800万に上る草津町のごみ処理費用の問題解決、埋立地はほかに利用価値が全くないところなど、町の懸案事項を真摯に解決することで、1期工事10年間で埋め立て完了したところが町と住民の理解を得る中で、現在3期目まで工事が進められ、埋め立てられているとの説明でした。

跡地利用についての質問では、1期目の工事で埋め立てられた跡地については、多目的の広場として整地が終わり、来年6月に芝を張り、完成後は町民に開放する。2期目に埋め立てられた跡地に、直径30メートルのエアドームが設置され、レタスの溶液による水耕栽培が行われており、視察に行った日が初出荷日でした。ドームは1棟3,000万で6棟設置され、稼働しているのはまだ1棟だけでした。雇用に関しては、地元の老人が1日四、五時間働いて、2棟を2人で管理するくらいで間に合うとのことでした。

議員からは埋立地に関し、ガスの発生について質問があり、一般廃棄物だけの焼却灰に基準を厳しく守りながら、覆土を繰り返し、最終覆土を1メートルかぶせて完了となる。排水管理については、日本でトップ企業の荏原製作所に管理委託をし、浸透水が放流できるようになるまで会社が全責任を持つ。埋立地については、みなかみ町の埋立地がポーリング調査したところは、N値50と非常にかたくできているので、草津の焼却灰は当時よりも焼却炉も進化している施設で燃焼された灰を持ってきていることを考えれば心配ないとの説明でした。

エアドームのレタス栽培については、現時点では出荷先が決まっていますが、6棟が全部稼働して販路を確保すれば採算がとれるようになるということから、みなかみ町に置きかえて考えたとき、もう少し違う跡地利用を考えたほうが無理がないように思いました。

多目的広場については、造成からその後の安全管理に至るまで、会社が責任を持つということで、お互いの信頼から生まれる経済効果の大きさは、帰のバスの中でも参加された議員のコメントの中でも確認されながらの視察でした。

最後に11月28日から12月4日、きのうにかけて行われたイタリアトスカ州のアグリツーリズムの調査研究について詳細をご報告申し上げたいところですが、きのう帰国したばかりで、まとまっておりませんので、また後日町のほうで報告会を開くということで、そのときにはしっかりとした報告ができるようにまとめたいと思います。

以上で、産業観光常任委員会の閉会後の視察についての報告を終了します。

議長（森下 直君） 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（森下 直君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、受理いたしました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成24年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第3号	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	平成24年10月24日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を发出了しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。</p> <p>全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。</p> <p>厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1. 看護師などの夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とし、労働環境を改善すること。</p> <p>1. 医師・看護師、介護職員などを大幅に増員すること。</p>		

陳情 (H24.12)

平成24年第6回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第4号	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	平成24年10月24日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれて、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかしこの加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても介護職員の賃金実態は、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止ではなく、継続し拡充させることが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1. 介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続すること。</p> <p>2. 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。</p>		

陳情 (H24.12)

議長(森下 直君) 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第6 発議第9号 議員派遣の件について

議長(森下 直君) 日程第6、発議第9号、議員派遣の件についてを議題といたします。
本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。
よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 発議第10号 みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第7、発議第10号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提出者より、提案理由の説明を求めます。
17番鈴木勲君。
(17番 鈴木 勲君登壇)

17番(鈴木 勲君) 発議第10号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を行います。

今回、地方自治法の一部改正の目的は、地方公共団体の議会及び町による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と町の関係、直接請求制度等についての必要な改正を行うとしております。

地方議会関係では、議会と町が対立した場合、対処方策や議会運営に関して選択肢を広げることとしております。これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条文されていましたが、改正により1つの条文に統合され、委員会の選任に関する事項が条例に委任されたことに伴いまして、委員会条例の改正を行うものでございます。

まず、第6条につきましては、特別委員会の設置であります。1項、2項につきましては現行のままで、3項に特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任すると追加されております。

第8条、委員会の選任であります。第1項、議員は少なくとも1つの委員会委員になるものとするということでございまして、2項以下は順次繰り下げ、2項の常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中におきましては、議長が指名することができるが改正され、議会運営委員及び特別委員以下委員の選任

につきましては、議長の指名による改正をするものでございます。

第13条の委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任を委員長、副委員長及び委員長の辞任に改正し、2項の議会運営委員及び特別委員の辞任をしようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中におきましては議長が許可することができる。委員が辞任するときは、議長の許可を得なければならないと改正するものでございます。

次に、本年5月の全協で事務局の報告にありますとおり、第15条、定足数につきましてはただし書きの文中、第16条、委員長及び委員の除籍について語句を17条に改正するものでございます。

以上、申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これに質疑を終結いたします。

これより発議第10号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

発議第10号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正するについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、発議第10号、みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第13号 水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)
二道橋新設工事変更施工協定締結の専決処分報告について

議長(森下 直君) 日程第8、報告第13号、水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)二道橋新設工事変更施工協定締結の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 報告第13号についてご説明申し上げます。

本件は、平成22年12月16日付でみなかみ町議会の議決を得まして、JRと締結しております水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)こ道橋新設工事施工協定の変更を行うものであります。

変更内容は、ボックスカルバートのりどめ工につきまして、当初のりどめ工用地をJRより買収し、町が施工する計画でJRと協議を重ねてまいりました。用地買収の手續に1年程度の時間を要することが判明し、その後のりどめ工を行うと町で施工する取りつけ道路等の着工ができず、全体後期にも影響が生ずることとなるため、のりどめ工工事をJRに委託し、早期に完成させることが全体工期や全体経費において有利と判断されたため、当該のりどめ工を施工協定に追加したものであります。

当初の施工協定額3億2,900万円にのりどめ工工事420万円を増額し、施工協定額を3億3,320万円に変更したものであります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、平成24年11月27日付で専決処分を行いましたので、報告申し上げます。

議長(森下 直君) 以上で報告第13号、水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)こ道橋新設工事変更施工協定締結の専決処分報告についてを終わります。

日程第9 承認第5号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告
について

議長(森下 直君) 日程第9、承認第5号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より提出理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 承認第5号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、衆議院の解散に伴いまして、衆議院議員選挙の公示が12月4日に、投票が16日に行われることとなったため、選挙に要する経費を計上したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億7,092万1,000円といたしました。

歳出予算は、2款総務費、4項選挙費1,518万4,000円の増額は、報酬、職員手当及び委託料等の衆議院議員の選挙事業であります。

財源となります歳入予算の内訳は、地方交付税25万4,000円の増額は普通交付税であります。

県支出金1,493万円の増額は、衆議院議員選挙事務委託金であります。

11月16日に専決処分をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第5号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより承認第5号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

承認第5号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第85号 みなかみ町監査委員の選任について

議長(森下 直君) 日程第10、議案第85号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第85号、みなかみ町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

現在監査委員であるみなかみ町後閑157番地の澁谷正誼氏の任期が、平成24年12月9日に満了となります。

澁谷氏は、人格が高潔で、町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有しておられまして、また熱心に監査に当たっていただいております。監査委員としてまことに適任でありますので、引き続き澁谷氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年間であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第85号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第85号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第86号 みなかみ町土地開発公社定款の一部を変更する定款について

議長(森下 直君) 日程第11、議案第86号、みなかみ町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第86号について、ご説明申し上げます。

本議案は、みなかみ町土地開発公社の業務の範囲を変更しようとするものであります。

土地開発公社の業務は、定款第17条に定められておりますが、現在の規定によりますと、町から依頼のあった公共事業用地の先行取得及び住宅用地、工業用地の造成事業を行うことが主な業務となっております。

今回、定款の一部を変更することにより、造成した団地を賃貸借により、民間企業の事業施設用地あるいは福祉施設の用地を提供する事業を展開することができるようにしようとするものであります。

公社が造成した土地について、今後賃貸借による有効利用を可能とし、公社の効率的運営に資するための改正でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第86号について、質疑ありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 改正案ですと、いろいろ事業ができるように追加されているんですけども、具体的にこの厚生施設とか、教育施設、それに対する計画みたいなのが、青写真があるかどうか。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) 必要があれば担当課長から説明させますが、現在この賃貸借で考えておりますのは、当面モデル住宅を事業者にやってもらって、それを事業用地という位置づけでモデル住宅を建築企業にやっていただく。そのことによってモデル住宅を販売し、販売促進に努めようという1点でございます。

なお、改正に当たりましては、賃貸借という点で、その対象者が各種のものであってもいいように、今ご指摘のありました福祉施設、その他というものをこの際あわせて改正しようとするものです。当面計画しておりますのは、住宅販売のためのモデル住宅を事業用地として提供するという形のを考えております。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に議案第86号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ町土地開発公社定款の一部を変更する定款については、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) ここで暫時休憩いたします。10分間の休憩をお願いしたいと思います。

(10時01分 休憩)

(10時13分 再開)

議長(森下 直君) 休憩前に引き続き審議をいたします。

- 日程第12 議案第87号 みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
について
- 議案第88号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技
術管理者の資格基準に関する条例について
- 議案第90号 みなかみ町道路構造基準条例について
- 議案第91号 みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 議案第92号 みなかみ町営住宅等整備基準条例について
- 議案第93号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関す
る基準を定める条例について

議長(森下 直君) 日程第12、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者
の資格を定める条例についてから議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特
定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてまで、関連がありますので、以上8
件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第87号から第94号まで一括してご説明申し上げます。

いずれの議案も、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法でございますが、これの成立に伴い
まして、一部の法令にかかわって、これまで地方に対し法律によって義務づけていた事項、
枠づけていた事項をそれぞれの自治体で条例等の制定により、みずから決定することとな
りました。このため、今回関係する条例の一部改正や制定を行おうとするものであります。

まず、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条
例について、ご説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、同法21条第3項において、市町村
が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に
関する基準を市町村で定めることとなり、環境省令の基準を参酌し、町の条例を制定する
ものであります。

次に、議案第88号、下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

下水道法の一部改正によりまして、公共下水道の構造の基準並びに終末処理場の維持
管理について、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めることとなりました。
この法改正に伴い、下水道法施行令等の基準を参酌し、施設の構造、維持管理基準の規定
を、みなかみ町下水道条例の中に設けようとするものであります。

次に、議案第89号、みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

技術管理者資格基準に関する条例について、ご説明申し上げます。

水道法の改正に伴いまして、水道管布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準については、水道事業者が地方公共団体である場合について、地方公共団体の条例で定めることとなりました。これに伴いまして、国が全国一律に定めております現基準を参酌いたしまして、町の条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第90号、みなかみ町道路構造基準条例について申し上げます。

道路法の改正によりまして、道路構造の技術的基準は、道路管理者である地方公共団体が定めることとされました。これに伴いまして、現在適用されております政令等で定められている基準を準用し、条例として制定しようとするものであります。

次に、議案第91号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、ご説明申し上げます。

これも前議案と同様、道路法の改正に伴いまして、市町村等に設ける道路標識の寸法は、市町村道の管理者であります地方公共団体が定めるとされたことに伴いまして、省令等で定めておりました基準を参酌し、条例として規定しようとするものであります。

次に、議案第92号、みなかみ町営住宅等整備基準条例について、ご説明申し上げます。

公営住宅法の改正によりまして、公営住宅等の整備基準について、公営住宅を設置する地方公共団体の条例で定めることとされたため、国が定めております現基準を参酌して、みなかみ町条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第93号でございますが、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

都市公園法の一部改正により、都市公園の設置基準を地方公共団体の条例で定めることとされました。これに伴いまして、みなかみ町の都市公園における都市公園の設置、配置、規模、基準及び公園施設の設置基準、建築物の許容建築面積基準について、政令を参酌しまして、みなかみ町都市公園条例の中に設けようとするものであります。

次に、議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法でございますが、これが改正されまして、公園管理者は移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとされました。これに伴い省令を参酌いたしまして、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案第87号から議案第94号まで、一括してご説明申し上げましたが、地方主権一括法の規定によりまして、いずれも従来省令等で規定され、現在適用されております基準に準拠しておりますが、みなかみ町の現状から見て、それで支障がないものと判断し、平成25年4月以降、従前の法の規定が失われ、条例として早急に整備する必要があることから、今回ご提案申し上げますのでございます。

今回、そのような形での議決をお願いするところでございますが、あわせましてみずからの住む地域は、みずからの責任でという地方の自主性、自立性を高めるのが一括法の

趣旨であります。これを契機に改めてみなかみ町の自立性を高めるために、どのような条例を検討していくのがいいのか、今後多面的な検討を加え、また議会ともご相談する中で、できれば議会の自立的提案で、真にみなかみ町の現状に即した条例へさらに改定されることをご期待申し上げるところでございます。

以上のことを含めまして提案の理由とさせていただきます。ぜひよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第87号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

次に、議案第89号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

次に、議案第90号について、質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番(中島信義君) この字句の中で知りたいものですから、質問させていただきました。

みなかみ町には、町道という相当な数、長くあると思うんですが、普通道路と小型道路、これの基準がちょっとわかったら教えてもらってもいいですか。

議長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきますが、よろしく申し上げます。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

次に、議案第91号について、質疑はありませんか。

12番高橋君。

12番(高橋市郎君) 道路標識の寸法を定める条例ということですが、これについては新たに設置するものについてやるのか、既存のものについて随時やるのか。またちょっと論点が外れるかもしれませんが、道路標識は非常に腐食して危険なものが時たま見受けられるんですけれども、それについての対応についてはどういうふうにお考えなのか、お願いいたします。

議長(森下 直君) 地域整備課長。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 既存の道路標識につきましては、現在のもとの国の指示しているも

のと変わりございません。それと、老朽化しているものについても大きさ、規格についても同じものを設置していきたいと考えております。また、条例で設置しますので、規格については、今後の課題の中で大きくしていくか、また縮小していくか、それについても検討していくべきかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

次に、議案第92号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 町営住宅なんですけれども、大分あいてるところもあると思ひます。それなので入居促進するために独身者が入れるとか、そういうふうな基準を設けて再募集をしていたんですけれども、なかなかいろいろ法の規制があつてうまくいかないということがありました。今回の改正で、そういうところまで緩和とかそういうところまで踏み込めるようになるのか、ちょっと教えて。

議 長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 今回提案しておりますのは、整備の基準でございます。今ご質問のあった件については、入居基準の問題でして、これについても地方に任されておりますので、この間ご説明する中で、今ご指摘のありましたように独身者の入居も可能だという形にはしております。さらにその入居基準について、今ご議論のように、こういうふうに緩和すればこういう需要が見込めるんだということをご提案いただく中で、これは別途の入居基準でございますけれども、検討していきたいというふうに思ひます。

議 長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

次に、議案第93号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。

次に、議案第94号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(森下 直君) お諮りいたします。

議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例につ

いてから議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例についてから議案第94号、みなかみ町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第95号 みなかみ町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例について

議長(森下 直君) 日程第13、議案第95号、みなかみ町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第95号についてご説明いたします。

高齢者生きがいセンターにつきましては、高齢者が知識を生かした郷土の伝統工芸等の継承と健康で豊かな生活を送ることを目的として、昭和63年に整備され、主に老人クラブ連合会事業により利用されておりました。平成18年を最後に、老人クラブ事業としては終了してありまして、その後利用がなされていない状況でございました。

一方で、重度障がい者の日中活動の場としての要望というものが出てきておりましたが、このたび改めて施設の有効利用を図る観点から、この施設を利用して重度障がい者の日中活動のための障害者デイサービスセンターを整備しよとしております。

このデイサービスセンター事業の計画を進めるためには、高齢者生きがいセンターの用途廃止が必要であることから、今回この廃止条例を提案させていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第95号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。

これより議案第95号についての討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第95号、みなかみ町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号、みなかみ町高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第96号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)

議案第97号 指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の郷)

議案第98号 指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)

議案第99号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽公園)

議案第100号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)

議長(森下 直君) 日程第14、議案第96号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)から議案第100号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第96号から議案第100号まで、指定管理者の指定について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第96号でございます。みなかみ町月夜野学童クラブの管理運営を平成25年度から指定管理するに当たりまして、現在当施設の運営を担っております月夜野わんぱくクラブ運営委員会を、長年にわたり月夜野地区の小学校児童を対象に、放課後児童の健全育成と福祉の増進に寄与していること、また学校、家庭、地域とのつながりも高いことから、指定管理者として指定しようとするものであります。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月までの3年間と考えております。

次に、議案第97号について、ご説明を申し上げます。

みなかみ町交流促進センター・太助の郷は、農林漁業特別対策事業で整備し、塩原太助の資料館として、また農産物の直売所として、地域の活性化を目的として設置されたものであります。

現在平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間、地元集落関係者で

組織します「太助の郷農産物等生産者の会」、これを指定者として施設の管理が行われているところでございますが、今までの管理運営に対する実施状況や太助の郷農産物生産者の会が地元集落による団体であることから、引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間と考えております。

次に、議案第98号について、ご説明を申し上げます。

みなかみ町真沢ファーム交流施設については、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで、指定管理により、月夜野振興公社が運営してまいりました。

運営に当たっては、町内の観光関連業者との業務提携による宿泊プランの販売や各種団体の保養施設の登録、ホームページのリニューアルなど、売り上げを伸ばすための努力も行われており、平成23年度は黒字運営となりました。効率的な運営が行われているところでございます。

また、上組を元気にする会や真沢だんだんの会などの各種団体との協力体制も構築しており、地域の活性化に貢献しております。

したがって、今後リピーターの定着と地元の天然食材を使った季節ごとの摘み草料理等の提供あるいはホームページやネットエージェントを活用した新たな取り組みであるとか、新規の顧客の獲得も目指すということで活動しております。安定した運営が期待できることから、指定管理の期間を改めて平成25年4月1日から平成30年3月31日までとして、月夜野振興公社を指定管理者と指定しようとするものであります。

次に、議案第99号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町湯桧曽公園は、都市計画法に基づく都市公園であります。面積が4.39ヘクタール、主な施設といたしましては、ゲートボール場、テニスコート、多目的広場、芝生広場、管理棟、駐車場、トイレ等でございますが、現在平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間で、「ゆびそ塾」を指定管理者として指定管理を行わせております。平成25年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、今までの管理に対する状況进行评估するとともに、地元住民による団体であることを踏まえまして、引き続き「ゆびそ塾」を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定管理期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間としたいということでございます。

次に、議案第100号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町湯桧曽地区足湯は、群馬県のまちうら再生総合支援事業を活用し、整備された足湯であります。面積が119平米でございます。あわせて駐車場も一体施設でございます。

平成22年4月1日から平成25年3月31日の間、指定管理により「ゆびそ塾」が管理運営を行っておりますが、今までの管理運営に対する実施状況や「ゆびそ塾」が地元住民によって構成される団体であることを踏まえまして、引き続き指定管理者として指定したいというものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間としたいということでございます。

以上、指定管理者の指定につきまして、一括してご説明申し上げましたが、指定管理者の選定につきましては、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を設けておりまして、その検討結果を踏まえまして、今回提案させていただいております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第96号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 指定管理委員会の構成をちょっと教えてください。

議長(森下 直君) 答弁を求めます。

総合政策課長。

(総合政策課長 青木 寿君登壇)

総合政策課長(青木 寿君) お答えいたします。

指定管理委員会につきましては、町内の一般の方、学識経験の方が2名参加させていただいております。それから副町長、それとあと指定管理を管理しております担当課長が含まれております。

以上です。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

14番小野章一君。

14番(小野章一君) この指定管理に当たっているいろいろ決まりがあると思うんですけども、継続に当たって指定管理料とかそういうものが本来の実態と合わせて今後どうするのかということがここに明示はされていないということなんですけれども、そういったところはどのように考えているんですか。

議長(森下 直君) 当局、96の指定管理料の基準というか。

子育て健康課長。

(子育て健康課長 関 章二君登壇)

子育て健康課長(関 章二君) お答えいたします。

96号の学童クラブの指定管理料のとらえ方なんですけれども、これ今現在委託料ということで運営委託しております。現実には国の補助事業なんですけれども、事業名が放課後児童健全育成事業県補助金ということで、基準額の3分の2が補助金であります。残り3分の1が一般財源ということで、基準額イコール委託料ということで、今回指定管理のほうは考えております。

以上です。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第96号の質疑を終結いたします。

次に、議案第97号について、質疑はありませんか。

14番小野章一君。

14番(小野章一君) 先ほど学童クラブのことでちょっと場所が違いました。97号等についてなんですけれども、先ほどと同じ実態と今後の指定管理料等検討が見えないわけなんですけれども、そういったところをどのように考えておりますか。

議長(森下直君) 当局はだれですか。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 指定管理料につきましては、それぞれの施設について、それぞれの施設の活動のあり方、それらを評価する中で予算組みをしていくという話でございます。今までの中で、少なくとも今回提案しておりますのは、今までの指定管理者と変わっていないという案件を何本か提案しております。基本的には今までの管理料を引き継ぐという形での協議をする中で、指定管理者として希望があり、審査対象、現実的に申し上げますと、競合するところはありませんでしたけれども、それをベースに行っていくということです。

詳細については、個別に状況が少しずつ違いますが、基本的には今回提案しております指定管理者については、現行の指定管理とほぼ同じ考えで予算を組むということでございます。

議長(森下直君) ほかにございませんか。

14番小野章一君。

14番(小野章一君) 関連ですけれども、やはりこういったもので実際には、その経営に当たられて、健全経営を望むということで指定管理者をしていただくということだと思います。そんな関係で、経営改善が図られたときに、町として改めて一つの期間を過ぎたときに協議があってしかるべきというふうに思っていますけれども、その辺のところは。

議長(森下直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今いずれも継続として、同じ者に管理指定になっている案件だとして説明申し上げます。今議員のご指摘のありました点については、それぞれの施設について検討する中でやってきておるといふふうに思っております。

なお、それぞれの施設の特性によって若干活動範囲が広がるとかあるいは狭まるとかあるいはさらに合理的な運営が提起されるといったような格好で、行われている点についてもございます。

なお、今のご質問から広がるかもしれませんが、指定管理料の中で運営していただいているときに、指定管理料がそこまでなくても回るという改善がなされた場合にどうかというケースについては、それらについては、指定管理期間中についての指定管理料の変更ということもあり得ますけれども、その合理的な運営の中で余剰金が生じたというときには、基本的にはその施設を活用した活動の範囲を広げていただくという方向で処理するのが適切だといふふうに思っております。何点かのそういうものについても生じておるといふふうに理解しております。

議長(森下直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第97号の質疑を終結いたします。
次に、議案第98号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第98号の質疑を終結いたします。
次に、議案第99号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第99号の質疑を終結いたします。
次に、議案第100号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第100号の質疑を終結いたします。

議長(森下 直君) 次に、議案第96号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第96号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)は、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) 次に、議案第97号について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第97号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・太助の郷)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第97号、指定管理者の指定について(みなかみ町交流促進センター・

太助の郷)は、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) 次に、議案第98号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第98号、指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第98号、指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)は、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) 次に、議案第99号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第99号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽公園)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第99号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽公園)は、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) 次に、議案第100号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて討論を終結いたします。

議案第100号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾地区足湯)は、原案のとおり可決されました。

- 日程第15 議案第101号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
議案第102号 平成24年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第103号 平成24年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第104号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第105号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(森下 直君) 日程第15、議案第101号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第105号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第101号から議案第105号まで、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第101号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,094万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億186万3,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、4月の人事異動及び育児休業取得等による職員人件費の減額であります。また、職員人件費以外の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費、9目産業政策費で、スポーツ・健康まちづくり推進事業271万円、11目環境政策費で、地域省エネルギー設備設置改修対策事業308万円、17目温泉施設費で、遊神館管理運営事業290万円及び猿ヶ京温泉交流公園管理運営事業252万円の増額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費、3目老人福祉費で、利根沼田広域老人ホーム管理負担金377万3,000円の増額、5目障害者福祉費で、傷害程度区分認定審査会負担金165万5,000円の減額、障害者日中活動事業所整備事業補助金272万円の増額が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費、5目環境衛生費で、旧衛生センター管理事業35

2万3,000円の減額であります。

2項清掃費、1目清掃総務費で、浄化槽設置整備補助金300万円の増額等、3目奥利根アメニティパーク管理費で、燃やせるごみ固形燃料化事業228万2,000円の減額及びし尿浄化槽汚泥処理事業228万2,000円の増額であります。

6款農林水産業費では、1項農業費、3目農業振興費で、水紀行館管理運営事業141万7,000円と5目農地費で、中山間地域総合整備事業200万円、基幹水利施設ストックマネジメント事業131万3,000円及び農業体質強化基盤整備促進事業400万円の増額であります。

2項林業費、2目林業振興費で、県単独治山事業負担金500万円の増額等でありま

す。

7款商工費では、2項観光費、1目観光総務費で、JRからの寄附金を財源とした谷川岳エコツーリズム推進協議会補助金400万円の増額が主なものであります。

8款土木費では、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費で300万円の増額であります。

10款教育費では、4項高等学校費、1目高等学校総務費で、普通交付税額の確定に伴い、利根沼田学校組合負担金地方交付税分2,672万3,000円の減額であります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費で、利根沼田文化会館運営費負担事業289万5,000円の減額であります。

11款災害復旧費では、2項土木施設災害復旧費で950万円の増額であります。

12款公債費では、1項公債費で、群馬県貸付金繰上償還3億4,272万1,000円の増額が主なものです。

以上、財源となる歳入補正でございますが、主な内訳は地方交付税2億3,061万3,000円の増額は、普通交付税であります。

国庫支出金2,215万円の減額は、社会資本整備総合交付金1,765万円が主なものであります。

県支出金1,418万8,000円の増額は、道整備交付金900万円が主なものであります。

財産収入3,975万5,000円の増額は、不動産売り払い収入3,933万9,000円が主要なものであります。

町債7,150万円の増額は、過疎対策事業債5,540万円及び合併特例事業債1,610万円であります。

また、債務負担行為につきましては、土地開発公社の町道悪戸矢瀬線の代替地購入に伴う借入金に対する債務保証であります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第102号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,421万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,021万8,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款保険給付費1,646万5,000円の増額は、医療費

の増加によるものであります。

3款後期高齢者支援金等775万3,000円の増額は、拠出額の増加によるものであります。

財源となる歳入補正につきましては、9款繰越金2,421万8,000円の増額であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第103号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,916万7,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款総務費113万2,000円の増額は、後期高齢者医療電算システム更新によるものであります。

4款保健事業費103万5,000円の増額は、後期高齢者健診費の増加によるものであります。

財源となる歳入補正につきましては、3款諸収入30万6,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入であります。

また、4款繰越金186万1,000円の増額であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第104号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,340万円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款総務費412万6,000円の増額は、職員人件費及び消費税確定申告に伴う中間申告分の増額であります。

2款下水道事業費162万6,000円の減額は、公共下水道建設事業及び特環下水道維持管理事業の減額、特環下水道建設事業の増額が主なものであります。

財源となる歳入補正につきましては、6款繰越金250万円の増額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第105号について、ご説明申し上げます。

収益的収入につきましては500万円を増額し、収入総額を4億3,543万5,000円とするものです。

2款簡易水道事業収益で、水道料金の増額であります。

収益的支出につきましては360万円を増額し、支出総額を4億3,062万2,000円とするものです。

主なものは1款上水道事業費用で、電気料の値上げに伴う動力費の増額等であります。

2款簡易水道事業費用で、動力費の増額及び企業債利息の減額等であります。

資本的支出につきましては700万円を増額し、支出総額を4億3,889万5,000円とするものです。

1款上水道事業資本的支出で、川上地内配水池新設工事費の増額であります。

以上が水道事業会計の補正内容でございます。

以上、一括してご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第101号から議案第105号についての質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第105号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第16 一般質問

通告順序1 11番 島崎 栄 一 1. 町の観光施設について

議長(森下 直君) 日程第16、一般質問を行います。

一般質問については、3名の議員より通告がありました。

本日は3名の質問を随時許可いたします。

まず、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

島崎君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 通告に従い、一般質問いたします。

内容としては、町がかかわる観光施設の全体的な考え方等を問いたいと思っております。

25年前の昭和の時代には、町がつくった観光施設はほとんどありませんでした。戦後40年間、民間が観光事業を行ってきました。ドライブインとかいろいろすべて民間でやっていました。行政は、教育や福祉、道路などのインフラ建設など、公共が担うべき分野に集中して取り組んできたのです。

今ある町の観光施設、豊楽館や桃李館や遊神館やまんてん星の湯などは、行政上、全く必要のないものだったのです。

その中で、直売所は町民がだれでも農産物等を出して、現金収入を得られるという意味では、ある程度公共性はあるのでしょうか。その直売所さえ民間で運営しているものもあり、どうしても行政がやらなければならないという分野ではありません。豊楽館は、その営業形態から公益法人にはなれなかったそうですが、当たり前です。食堂でそばを出し、土産物売ることは、完全な営利事業です。

日本や町の財政状況を悪化させた原因の一つとして、やらなくてもいい観光事業に行

政が手を突っ込み、あちこちに第三セクターの施設をつくってきたということがあります。その典型的な失敗例が北海道の夕張市です。メロン館や石炭村、スキー場やホテル等に行政が手を出しました。人口1万3,000人の市で、600億円もの借金、そういった問題で、夕張市はそれで結局はほとんどつぶれたような状態ですね。人がどんどん逃げ出しているという状況です。

そういった問題を解決するために、国は指定管理制度を設け、第三セクターの施設へ流れるお金の流れを一本化し、見えやすくして、改革が進めやすいようにしたのです。

しかし、みなかみ町では、桃李館で指定管理料年間320万円のほかに、事業推進委託料なるものをつくり、年間310万円を渡しています。豊楽館にも、事業推進委託料なるものを年間450万円予算計上しました。ほかにもたくみの里の電話受付事業に650万円を出しています。

まんてん星では、指定管理料はゼロですが、三国館を切り離し、そこに500万円を送っています。遊神館は町直営で年間1,400万円ほど税金をつぎ込んでいます。

これは金の流れを一本化し、財政再建するように改革を進めようとしてきた日本全国の流れに逆行する行為です。指定管理料ということで一本化して、金額幾らということであれば、どの施設にお金がいっぱい渡っている。この施設はお金を渡さなくても運営できるということが一目でわかりますけれども、指定管理料のほかにいろいろなことではらららと金を渡すようだと、一体どうなっているのかということがわかりにくくなっているということです。

他の施設、水紀行館は、指定管理料はゼロ、ほかの金も渡っていないようです。矢瀬の直売所指定管理料は178万円、下新田の太助の郷の直売所指定管理料は100万円、そういうものと比較検討したときに、公平な比較ができなくなります。

民間の観光施設は、みずから資金を集めて施設を建設し、収益でその返済を行いながら固定資産税を払い、町民を雇用し、農産物などを仕入れ、景観もよくしながら地域振興に頑張っています。

合併の特例期間を過ぎれば、みなかみ町の地方交付税は11億円ほど減ります。桃李館等は今からきちんと改革し、独立採算の体制をつくれれば、事業の発展、永続化もできるでしょうが、今のような補助金頼りの体質のままでは、施設閉鎖になってしまうでしょう。町として、統一した観光施設対応をすべきであり、長期的な方向づけをよく考えて運営していくべきだと思います。それに対して町長。

議長(森下 直君) 町長より答弁をお願いいたします。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) ただいま一般質問というご通告ではございましたが、演説をぶたれただけで、何の質問もございませんでしたので、答弁席に立つべきかどうか、悩んだところでございます。

さて、改めて一般質問は何ぞだということについて申し述べさせていただきます。

一般質問というのは、質問者がまさに質問することが一般質問であって、演説の場ではないと、これははっきりしていると思います。一般質問はなぜ行われるか、審議機関で

あり、そして政策立案機関である議会の構成員の方が、執行部がその時点でどういう考えで執行に当たっているのか、そのことを確認する場です。

(「それについてどう考えているのか。長期的なことをどう考えているのか」の声あり)

町長(岸 良昌君) したがいまして、政策立案機構としての議会の総意をつくり上げる根拠として、執行状況を確認するというのが一般質問だというふうに理解しております。

(「町長、これ考えないんですか」の声あり)

町長(岸 良昌君) したがいまして、ただいまのことが質問ということでございますので、質問としてとらえて、答えさせていただきます。

今までの一般質問の機会あるいはその他の機会にそれぞれの施設の運営の考え方については、再三、島崎議員にも、その他の議員にもお答えし、執行に当たっての考え方は既にご確認いただいていると思っております。

同様のというよりは、全く同じ質問に再三お答えしております。さらに質問されるというのは、先ほど申してあったように。

(「指定管理料のことについてですよ」の声あり)

町長(岸 良昌君) 一般質問の意味を取り違えて、みずからの見解を繰り返す場が一般質問だと理解されていらっしゃると思えません。一般質問の機会は、決して自分の言い分を繰り返すところにはないと思っております。

開会に当たってのあいさつでも申し上げさせていただきましたように、議員の方については、町民の代理者あるいは町民からの受任者として、合議機関である議会の意思決定に携わっていただきたいと改めて思っております。

みなかみ町議会は一問一答方式を採用しております。したがって、これからも随時ご質問にはお答えしていきたいというふうに思っております。

2点、お答えします。

まず、第1点として、採算のとれるものは民間の力で、採算性はないけれども、地域振興あるいは幅広く町民福祉の向上のために必要なものについては、町の責任で運営するのが基本であります。

そして第2点目、基礎自治体の役割は、地域振興や産業活性化はその使命ではない、福祉事業等に集中すべきだという限定したお考えをお持ちのようでございます。そういう主張に聞こえております。基礎自治体の役割は、そのように極めて限定したものだということご理解ということで、あるいは基礎自治体の機能は、極めて限定された部分だけ果たすべきだという考えで町政執行には当たっておりません。

今議員がおっしゃったことは、今の地方自治体のあり方、この地方主権時代の基礎自治体のあり方というものをどう考えていらっしゃるかと言ったら、反問になりますから言いません。あり方を適切に考えてはいらっしゃるというふうにお見受けいたします。改めて今の時代の基礎自治体の議員の役割とは何なのか、十分考えていただきたいと思うところでございます。

ここから先、研修等多くの機会に、役場職員もやらせておりますし、議員の方々もき

よう各委員長からご報告ありましたように、積極的に調査研修をしていただいております。ありがたく思っておりますが、ぜひそういう幅広い基礎自治体の執行のあり方というものについて、お考えいただきたいと思うところがございます。

さて、指定管理とは何ぞやということについて、先ほどの関連提案の中でご質問もあり、お答えも申し上げてまいりました。改めて指定管理、これについてお答え申し上げたいと思います。

指定管理制度、これが制定される以前については、管理委託制度のもとで、公の施設の管理運営を受託できるという主体については、公共団体あるいは2分の1以上を公共団体出資した第三セクター、そういう法人、公共性を有すると言われる団体に限られていたため、民間事業者等による管理運営は認められておりませんでした。

この指定管理制度は、多様化する住民ニーズを効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ること、こういうことを目的に平成15年9月から制度化されまして、みなかみ町では平成18年9月から制度を導入してきておるところでございます。

公の施設は、本来収益を上げるために設置されるものではなく、ご指摘の施設、幾つかございました。地場産業の振興あるいは地域の活性化、交流拠点等を目的に設置されているものであります。また、多くの施設が農林水産省を初め他の国の補助事業等を活用して設置したところであります。

つまり、指定管理制度を導入したということをもって、公の施設が収益を目的に運営しなければならないということではありません。施設の運営目的というのは、もともとございます。それを適切に先ほど申したように、合理的に果たしていくために多くの方を指定管理者の対象として指定することができるようになったというのが指定管理者制度です。

そして、先ほど提案のときにもご質問がございました指定管理料の算出でございます。指定管理者が管理を行うために必要な経費については、施設の目的や性格に応じまして、幾つかの方法によっております。1つについては、公の施設の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができると。利用料金のみ。先ほど例の指摘もありました。利用料金のみとして指定管理料は払わない方法。

2つ目は、一部を利用料金、残りを町からの指定管理料とする方法があります。その際、利用率が高く、利用料金で賄える施設については、指定管理料が発生しておりません。また、資料館であるとか、文化施設など、そういうものが併設されているとか、もともとそういう施設であるというものについては、当然のことながら利用料金で賄えないということがあります。また、利用率が低く、利用料金だけでは賄えないというものについては、指定管理料が発生している、そのことはご説明したとおりですし、ご指摘のとおりです。

指定管理制度の導入というものは、繰り返しになりますが、直接町が運営するのではなくて、民間の経営感覚を取り入れて、サービスの向上と経費の削減を図ることにより、また利用率も向上させ、全体として行政改革を進めている町として、なるべく持ち出しを抑えたい、これは当然のことで、そういう方向で取り組んでおります。

なおかつ、公の施設が適切、安定的、継続的に管理運営されるということも必要でござ

ざいますので、そのために適切な環境を負担するというのも当然、そしてまた肝要なことだと思っています。

先ほども提案の中で述べましたように、みなかみ町としては平成18年9月から指定管理者制度を導入しまして、現在は39の施設を指定管理者により管理運営しております。

選定に際しては、先ほどもお答えしましたが、外部の有識者2名を入れた選定委員会において、指定管理予定者、指定管理期間、指定管理料を審査、検討していただいているところでございます。今年度終了する施設4つと新規に導入する1施設について、先ほど議案を提案させていただいたところでございます。

そして、具体的に何点かの施設についてお話がございました。日帰り温泉施設の関係については、現在まちづくり交流課で一括して対応しておりますので、データや今後の方向性等、詳細についてはまちづくり交流課長から、そしてまた桃李館等の農業振興、地域振興関係の施設の質問につきましては、農政課長からお答えさせます。

議長(森下 直君) まちづくり交流課長。

(まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇)

まちづくり交流課長(宮崎育雄君) まちづくり交流課のほうで、日帰り温泉センターについて管理しておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

それぞれの施設の設置目的、利用状況等、設置年度の古い順に申し上げたいと思います。

なお、温泉センターという名称ではございますが、それぞれ観光振興というふうに限ってございませんので、それぞれの目的があるわけでございますので、その目的等についても説明をさせていただきたいと思います。

まず、湯テルメ谷川ですが、本施設は平成3年に観光施設の整備により、誘客の促進を図るとともに、住民の福祉の増進を図ることを目的に設置されました。平成16年度までは、毎年10万人から12万人程度の利用者がありましたが、その後減少傾向にあり、昨年度の利用者は6万6,000人程度となっております。経営形態は指定管理で、現在株式会社水の故郷が運営に当たっており、指定管理料は発生しておりません。

同じく、平成3年度に設置された三峰の湯ですが、設置目的は住民福祉の向上及び住民の健康保持増進並びに地域の活性化を図るために設置されました。現在町が直営で運営しており、昨年度の利用者数は約4万3,000人で、昨年度の町の一般財源の持ち出しは約340万円でした。

次に、平成7年度に設置された遊神館ですが、正式名称はみなかみ町農村交流公園で、オープンから平成18年までは、毎年10万以上の利用者がありました。その後、減少傾向にあり、昨年度の利用者は7万7,000人程度となっております。設置目的は、農林業の振興、観光の健全な発展及び住民の健康の保持増進並びに地域の活性化を図ることが目的で、現在まで目的に沿った形態で運営しているところでございます。経営形態については、町の直営で昨年度の経営状況を見ますと、約1,800万円の一般財源の持ち出しとなっております。

次に、平成10年に設置された真沢ファーム交流施設ですが、この施設の設置目的は

農林業の振興及び観光の健全な発展を図り、都市と農村の交流の場とすることで、宿泊施設と一体となっております。昨年度の利用者は1万7,000人余りで、株式会社月夜野振興公社が指定管理で運営しており、指定管理料は発生していません。

次に、ふれあいやすらぎ温泉センター、上牧風和の湯ですが、本施設は平成14年に町民の心身の健康増進及び休養を図り、福祉施設の充実、向上に資するとともに、温泉の公共的利用の増進を図るために設置されたものです。現在の利用者数は約3万人で、上牧温泉旅館協同組合が指定管理により運営しており、指定管理料は発生していません。

同じく平成14年に設置された猿ヶ京温泉交流公園まんてん星の湯ですが、本施設は三国館が併設されており、住民の健康の維持増進及び生涯学習や芸術文化の振興並びに猿ヶ京温泉の活性化を図ることを目的としております。昨年度の利用者数は、温泉センターが9万1,000人、三国館が約8,000人となっております。株式会社猿ヶ京温泉夢未来が指定管理で運営しています。なお、昨年度まで指定管理料は発生していません。

最後に、ふれあい交流館ですが、平成16年に観光客誘客の促進及び地域住民の交流を図ることを目的に設置されたものです。昨年度の利用者数は約3万1,000人で、商工会に400万円の指定管理料を支払って運営しております。

なお、指定管理料のほかに温泉使用料180万円と土地賃借料300万円を町が支払っており、これらにその他の経費を合わせると約900万円の一般財源が持ち出しとなっております。

以上、7つの温泉施設にて概要、運営状況について申し上げます。いずれもおの役割を担っており、その目的を果たしているところでございます。

なお、今後の方向性ということですが、建設当時と比べると社会情勢、経済情勢は大きく変化します。これらの外的変化に伴い、住民や地域のニーズも変わっている部分もあるかと考えられます。

したがって、今後は他の公共施設と同様に、廃止や用途変更あるいは民間への譲渡等さまざまな視点から施設のあり方や存続の意義等を検討することが必要です。

しかしながら、一方では、おのこの施設がその役割を果たすことにより、地域経済や地域づくりの面で、地域の活性化が図られていることも忘れてはならないと思います。例えば地域が主体となって取り組む夏祭りや季節行事など、それらのイベントの拠点となっていること。町民が気軽にリーズナブルな料金で利用できることと等、町が公共施設として運営しているからこそできることがございます。

したがって、民間と重なる部分があるというその理由だけで、すぐに廃止、譲渡など結論づけることは乱暴だと思います。おのこの施設が果たしている役割、さらにはその効果、意義等をよく検証するとともに、利用者や地域の意見等を聞きながら、さらには議会の皆様にも相談しながら、その方向性を見出していくことが重要だと思っております。

以上でございます。

議長(森下 直君) 農政課長。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長（高橋正次君） 農業関連施設についてお答えいたします。

豊楽館、桃李館、水紀行館、月夜野は一べすと、太助の郷につきましては、農林水産省所管の補助事業を活用し、地域の農業の振興と農業体験や交流活動の推進により、地域の活性化を図るということを目的として設置されております。

桃李館の指定管理料につきましては、基本協定、また年度協定に基づいて平成24年度の指定管理料として320万円を計上させているところでございます。

次に、桃李館への事業推進委託料310万円についてでございますけれども、ご承知のとおり、桃李館は平成24年3月にドールランドみなかみとしてリニューアルオープンをいたしております。民と官が連携し、施設の管理運営を行う画期的な取り組みと考えております。この中で株式会社ドールとみなかみ町及び農村公園公社の共同事業として、既存のガラスハウスを活用したブルーベリーのポット栽培に取り組んでおります。ブルーベリーは露地栽培が一般的でございますけれども、ハウスを利用することで、稲わらや木製チップ等の被覆材が不要となるほか、鳥獣害被害の防止や早期出荷等の利点はあります。

反面、栽培コストの増加といった負の部分も生じます。ブルーベリーは、植栽後、数年間は収穫を行わず、幹を仕立てるということに専念することにより、良質な大粒な果実が収穫できるとされておりますけれども、利益を求めた場合、取り組むことにはなかった事業と考えております。

しかしながら、ハピネス計画を進めるために必要な取り組みであると判断されることから、委託料を予算化させていただいているところではございます。結果については、適切な検証を行い、今後の農業振興につなげていきたいと考えております。

また、豊楽館へ事業推進委託料450万でございますけれども、町の農業振興をする上で、耕作放棄地の対策は大きな課題となっております。耕作放棄地は、獣害対策にも密接に関連しており、近々の課題であると考えております。

しかしながら、個人による解消は限界があるため、これを本年度から一般財団法人化された農業参入が可能となったみなかみ農村公園公社に担っていただけないかということで、モデルケースとして予算化を行ったものでございます。公社において、たくみの里周辺において、既に5反歩等の耕作放棄地の解消を実施しております。解消された農地には緑被作物として菜の花を播種したところであります。来春には訪れた人たちを楽しませることができるといふふうに思われております。

この活動を見た近隣の方々、数件の方から引き合いもあるように聞いております。町といたしましても、この活動を一つの契機として、農業法人や企業参入に取り組むとともに、公社みずから農業参入を目指していただき、必要であれば耕運等の作業受託により農地の荒廃を防ぐ役割を担っていただきたいと考えております。この業務につきましても、適正な検証を行うことが必要であると考えております。

なお、水紀行館や月夜野は一べすと、太助の郷につきましても、農業振興につながる取り組みを強化すべきという視点であれば、ご提案の内容等を精査した上で、適切な事業を追加し、施設運営へのできる限りの支援は惜しまないというふうに考えております。

以上です。

議長(森下 直君) 答弁が終わりましたので、島崎君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) まず、お金の流れを一本化するということですか、水紀行館には指定管理料ゼロ円です。豊楽館も指定管理料はゼロ円です。それだと同じような形でやっているのかなとぼっと見えますけれども、でも事業推進委託料には50万円を豊楽館には払っていますと、あれという話になるんですよ。そこの矢瀬公園には年間170万円の指定管理料を払っています、直売所で。桃李館は320万円ですか、ちょっと高いかなと思うと、桃李館はほかにまた310万円も払っていますとなると600万円と、あれあれと、比較が非常に難しいというか、やはりこういうものは委託料なら委託料として一本化して、統一して比較できるような形で会計すべきではないかと思います。

今回、この質問をした理由ということですか、何かと申しますと、まんてん星の湯、ハヤシアキラさんが行って、一生懸命黒字になるように努力しました。そういった中でたしか13人ぐらいですか、10人を超えるリストラをしています。無駄な人件費をかけるわけにいかないと、黒字化しなければいけないということで一生懸命努力して、13人からリストラをして、一生懸命黒字化しようとしているんですよ。黒字になったようですが、そういう努力をしている一方、遊神館には1,800万円のお金を入れてやってもらっていると。すると、片方は指定管理料ゼロ円で一生懸命努力して、リストラまでやっているのに、片方は町からお金が出るからそんなにリストラしなくてもとりあえず運営できますということだと、不公平だなと、非常に不公平だなと思いました。

そういうのを町として統一してやらないと、努力する人だけが損するというんですか。正直ものがばかを見るような政治になっちゃいますから、だから町全体として、長期的に方針を決めてやるべきだと思います。

さっきの余り話がぶれるとあれなんですけれども、いろいろあるんで、一言、言いたいんですけれども、桃李館の310万円のブルーベリーなんですけれども、今さら税金を投入してブルーベリーの栽培を推進するというのはどうなのかなと。私の家もブルーベリーをやっているんでわかっているんですけれども、値段が下がってきているんですよ。ブルーベリーがふえ過ぎて去年よりも値段が下がっているということですから、これ以上税金を投入してふやすと、もっと値段が下がっちゃうかなと、そういうところに310万円突っ込むというのはどうなんだろうと、細かいところでは思っています。

あともう一つ、細かいところで申しますと、豊楽館の450万円で耕作放棄地と、モデル事業にしたいという話でしたけれども、耕作放棄地が300ヘクタールも400ヘクタールもある町で、5反歩の耕作放棄地を解消するに450万円をかけているというのは、とてもモデル事業にならないと、その金額で耕作放棄地を解消していったら幾らかかるのかわからない。大変な金額になっちゃうということですから、とてもこれを推進展開して、町の耕作放棄地をなくすような事業のモデルにはならないと、金額的に。もっと効率的なことを考えないと、耕作放棄地の解消にはならないんじゃないかなとは思いました。

町長に聞きたいんですけれども、指定管理料ということで一本化して、やはりお金の流れを比較検討しやすいようにすべきんじゃないかと。それから一方ではリストラして

一生懸命努力してやっているのに、一方では毎年金が来るからそんなリストもしなくてもいいという、そういう不公平はいけないんじゃないかということを思いますけれども、それについてはどう思いますか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのお話です。それぞれ目的があって、施設の指定管理、そのことにかかわる指定管理料を出している、その施設を活用してあるいは指定管理を受けている機関を活用して新たな事業を行うということが、足し算しないと数字がわからないからやめてくれということであれば、先ほどからご説明しているように、みなかみ農村公園公社にこういう業務を委託するのが適切だろうと。まさに指定管理料とは別に委託料が出ているという話です。ある主体のものに指定管理を出したら、ほかのことは何もやらせるなどという運営の仕方は適切じゃないと思いますので、重層的な町からの指定管理の委託なり別途業務の委託なりがあると、あり得るということは、今後ともあると思っています。

そしてまた、一番前提となっております施設の合理的運営、これについてはそれぞれのところでそれぞれの立場で一生懸命やっていたらいいと、そのことはそれでございます。その場合、先ほどから何回か例が出てきていますけれども、指定管理料がゼロになっただけかということとは違うと思っています。先ほどちょっと踏み込んでお話ししましたけれども、わかりにくいといえば、水紀行館でもうけて、湯テルメの指定管理料をゼロにしていると、これが今わかりにくいとおっしゃった意味で正しくないと思っています。

とはいいながら、1つの施設の指定管理を出したときに、そこで収益等が上がった場合、指定管理料の逆で、町のほうに納めていただくという適切な制度がありません。したがって、その施設が利用料あるいはその他の収益でプラス以上になる場合については、その金を地域振興に使っていただくという形でやっております。それが今の例でいうと、水紀行館の例だと思っています。わかりにくいと言われればわかりにくいです。それを分離して経理するということについては、それぞれの委託管理者の中で特別会計を設けるなり、決算書をつくるなりでわかるようにしてあります。ということで、今の1点目のご質問。

そして2点目は、他の業務をやっても差し支えない、合理的な運営については心がけていただく、大体ご質問のポイントについてはお答えしていますでしょうか、漏れていませんでしょうか、よろしいでしょうか。

（「また」の声あり）

議長（森下 直君） 島崎君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） この質問をするに当たり、豊楽館や桃李館、また水紀行館、矢瀬公園等見学しましたし、また参考になればと思ひまして、川場の道の駅田園プラザですか、そこも見に行ってみました。日本一ということなんで、いいところは学ばなければと思ひましてみに行きまして、はっきりいってびっくりしました。よくある第三セクターの道の駅のたると感じ全然感じられなくて、これは本当の民間企業だなど。本当に町長も民間経営の感覚を取り入れることが指定管理の目的の一つだとありますけれども、まさにそのとお

り、民間の経営感覚が非常に満ちあふれている感じが、行くと感じるころだなと思いました。

たまたま飲み会等で、川場の関村長と話すことありましたので、どうやったんですかということで質問したら、毎月会議をすると。世田谷の東京の人と毎月毎月会議をしていくと。それで今現在あそこには村のお金を入れていないそうです。だから、本当に会社経営として人も採用するし、いろいろやっていくしということで、ほぼ村から自立しているんじゃないかなと思います。はっきりいうと、指定管理を取り入れた理想のところは、ああいうところなのかなと思います。税金は食わなくなる。それから観光客もいっぱい来る、地域振興になっているということですから、長期的にはそういう方向でやるべきじゃないかと思っています。

そういう中でやはり豊楽館、水紀行館、矢瀬公園等、そういう直売所はやはり一本立ちしてもらいたいなと思います。いつまでもミルク補給しないと生きていないような赤ちゃんじゃなくて、自分で稼ぎを稼いできて、自立経営できるようになってきてもらえれば、町の財政にも貢献してもらえますので、長期的には指定管理をゼロ円でお金を別に入れてもいいようにしてもらいたいと。

普通の民間企業は固定資産税を払っているんですね。ですけれども、そういうところは町の施設を使っているということで、固定資産税を払っていないということだけでも有利です。それから、建設費等も町が建設していますから、普通はそこで商売している人が建設費も返済しているんですけれども、それもないわけですから非常に有利なわけで、さらにそれプラス委託管理料まで払うというのは、もうちょっと過剰ですので、最低限指定管理料なく運営できる方向を目指してほしいと。それからできれば固定資産税分ぐらいお金を町に入れてくれるような努力をもらえるようにしてもらえればなど。そうしないのであれば、固定資産税を納めるかわりに、地域振興等にいろいろやってもらえればということで、長期的にはやるべきだと思うんですけれども、町長はどう思いますか。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) 今結論的に議員がおっしゃったことについては、全くそのとおりだと思っています。川場の道の駅、これも永年の努力が積み重なってきて、道の駅に来るという目的で来てもらっているという施設だろうというふうに見ています。今直売所ということで、矢瀬公園並びに水紀行館を並べてお話がありました。いずれの直売所も直売所を目的に来てもらっているという施設は少ないんだろうと思っています。そうすると、水紀行館がよくて、矢瀬あるいはほかのところなぜ悪いのかということ、立地の問題だろうと思っています。だけれども、立地が悪いから、そのところにそういうさっき申し上げました農業振興、地域振興のために設けた施設が要らないのかということ、違うと思っています。だけれども、合理的、自主的な運営をお願いするのが指定管理です。まさに、できる限り指定管理料がなくても運営できるというところに持って行ってもらう、これは運営の基本だろうと思っています。今の結論として、議員のおっしゃったことについては、全くそのとおりだと思っています。

先ほども既に説明していますけれども、もうかれば町に入れるという手法が適切な手

法がまだ法的にないものですから、そのところについては、地域振興に使っていただいているということだと思います。そのところをお聞きになられていないのもあえて含み組むことはないんですけれども、三国館という文化施設を今まではまんてん星のいわゆる収益の出ているところで負担してもらっていました。そこが収益が出ていないということで、三国館という文化施設を廃止するという検討は結論に至らないということで、その部分については指定管理料ということで出していますし、まんてん星といういわゆる入浴交流施設とは全く別の文化施設の管理として指定管理料を出し、その管理の受託者が同じ夢未来という株式会社に出しているということです。論理の中では分けているつもりです。そのところがわかりにくいということについては、なるべく分離して明示することが必要だと思っています。

あえて申し上げますと、先ほど申し上げましたように、1つの株式会社なり公社に複数のものをお願いしているときには、その経理について分離して、その辺が見えるように、これについては指導してきておりますし、それぞれの運営の中に役場の関係者も入っていますので、そのところでは決算がわかるような形というのをやっております。

議員のおっしゃるわかりにくいというのは、これは指定管理料とすると、これはこういう目的の委託料ですよということで、議員各位にはご説明できますし、あるいはその他の方にご説明できるんで、理解されていると思いますけれども、おっしゃっている意味もわかります。一般の方が見たときに、あそこは金入って、ここは金入っていないんだってよと、ここは金入っていないけれども、あそこは面倒を見ているんだってよということとはよくわからない、それはそのとおりだと思います。そのところわかるようにということについては、なかなか難しいと思いますけれども、少なくとも数字を見ようと思えばわかるという状態にはきちんとしておかなきゃいけない。

そして、指定管理料が出ているところもどういう運営をし、どういうふうに持っていけば、指定管理料がなくて済むのか、あるいはそのときにその施設をさらに元気出させるためには、別の町の施策が側面的に支援できるのか。例えて、例でいうと、直売所の話が観光協会に補助金を出してつくっているパンフレットの中にきちっと入っているといたようなイメージで言っていますけれども、そういう支援というのが必要なのかと思っています。

総論的に、目指す方向は適切な合理的な運営管理で、できる限り指定管理料がゼロに近い施設が優良な運営であるということについては、おっしゃるとおりだと思っています。

議長(森下 直君) 島崎君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 実は川場の田園プラザは15年前ぐらいですかも行っていたことがあるんですよ。そのときは、全然今のような状況じゃなくて、お客さんも少ないし、よくある道の駅というか、村の直売所ですねみたいな、ダイコンが置いてあるなみたいな感じでした、はっきりいうと。十何年か前、川場村の人等は、新治村はたくみの里で毎日お客さんがわさわさ来る、すごいな、いいなということでうらやましがっていたそうです。全然今よりも少なかったと、そういう中で十数年、地道な努力をした結果、あそこは年間100万だ

そうです。今たくみの里は30万、40万ということですがけれども、以前はそれよりも全然少なかったところがもう追い抜いちゃっているという状態ですね。

それから、みなかみ町全体の観光客は宿泊100万、日帰りも100万のたしか200万だと思っただけですが、2万2,000人の町の200万と3,000人の村の100万というと、やはりすごいなど。ある意味、努力すればできるんだなど。日々努力、毎月努力、年々努力をすれば、そういうことも可能なんだという見本にして、立地状況等が水紀行館はいいと。立地状況によって違うという町長の意見もそのとおりだと思いますけれども、やはり3つある直売所がより発展するように、町としても支援、またやっている人たちも努力してもらえればと思います。

次に、直売所じゃなくて、日帰り温泉施設のことなんですけれども、こちら町でかかっているのが7カ所あると。それ以外に民間の日帰り施設もあります。固定資産税を納めている人たちがいます。そういう中でゼロ円でやっている温泉、風和の湯、いってみれば水紀行館とのセットですが、そういうふうな工夫によってゼロにしているところと、遊神館やふれあい交流館のように1,800万や900万円とかかかっている施設があると。町全体として公平性を考えれば、これもやはりゼロで、独立採算でできるような方向で考えていってもらえればと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) 前回のときも申し述べたと思います。日帰り温泉という施設については、現段階では非常に独立採算運営が難しい施設になっています。これについてはなぜかということについては、前回もご説明いたしました。いわゆる日帰り温泉という形態が都市部で発展してきているんですね。日帰り温泉を目的にある程度の距離を動いてくるという施設ではなくなっているというのがそれぞれの施設ができたときと現在の社会状況の変化と、これは申し上げました。ですけれども、それぞれの施設が日帰り温泉という形ではありますが、先ほどの観光課長がご説明しましたように、それぞれの地域の地域振興であるとか、地域の方のいわゆる保健施設という機能を持って設置したという点もあります。そして、先ほど私の答弁の中で申し上げたように、温泉施設そのものずばりではありませんけれども、各種の目的があった補助金等を使用して運営しているという点があります。廃止することによって、かえって経費がかかるということもありますので、なるべく多くのお客さんに来てもらう魅力づけはないのかという中で、運営してきてもらっているところです。

重ねての答弁になってしまいますけれども、先ほどまちづくり交流課長から話がありましたように、時代の要請に応じて新しい機能の何をつけ加えればいいのか、あるいは新しい目的に合わせて整備統合していくのか、あるいはある機能を外していくのか、そういうことの検討は不断に行いながら、また議会のご意見も入れる中でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長(森下 直君) 島崎君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 町長が今時代の流れといいますけれども、そういうものだと思います。時

代の流れとして十何年前は、こういうものをつくるのがはやった時代、それなりのお客さんが来て黒字になったこともあります、遊神館等も。ですけれども、時代の流れでなかなか黒字が難しい、赤字になるということでしたら、その時代の流れに対応して、町もやはり税金を食われないように、財政的な負担にならないような方向で、時代の流れに合わせて改善すべきかと思います。どうでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） そのことについては、先ほど既にお答えしたつもりでございます。それぞれの設置目的があると。その設置目的について実現していく、維持していくということは必要であろうという側面が1つあります。

それから、それぞれの施設の設置したときの経緯なり資金というものがありますから、廃止することによって、かえってコストがかかるという例もあります。その辺のバランスも重要だと思っています。

一言で申し上げますと、それぞれの設置目的が日帰り温泉施設という形ではありますけれども、地域振興、地域の福祉という側面もありますので、その辺のバランスも考えざるを得ないと、先ほどお答えしたとおりでございます。

議長（森下 直君） 島崎君、ただ時間がございませんから。

（ 1 1 番 島崎栄一君登壇 ）

1 1 番（島崎栄一君） ちょっといい忘れてしまったので言いますけれども、最初の質問項目に入っていますけれども、合併の特例期間が過ぎるとだんだんと地方交付税が減ると、これはほぼ確実だと思います。1 1 億円という金額が減るということですから、それに備えているいろいろなことを考えていると思いますけれども、そういう状況も考えると、民間でもやっている日帰り温泉を、税金を投入し続けて維持するというのは、できなくなってくるんじゃないかなと思いますので、今ある施設等を本当に民間の経営感覚を取り入れてもらって、自立、独立採算でできるならば、町の予算が幾ら減っても、町からもっていないければ関係ないから存続できるわけですね。だから、桃李館とか遊神館等の施設の存続を考えても、民間の経営感覚としていろいろな創意工夫で黒字化していってもらえれば。また、町として、そういうふうにしなくちゃだめなんだよということを長期的に指導すべきだと思いますけれども。

議長（森下 直君） もう時間がありませんので、簡単に答弁をお願いします。

町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど議員のほうからも、まんてん星の運営についてプラス方向のお話がありました。そういうようなことについては、どこに対しても指導しておりますし、さらにやっていきたいと思っています。

なお、交付税、合併特例期間で減少すると、これについてはもう合併当初から想定して、その方向に動いているところでございます。

なお、地方交付税の問題につきましては、合併特例期間中が終わるという計算できる要因よりも、この間の国政の状況を見ますと、交付税の扱い方が政権によって非常に大きく変わっています。そして今回は、地方交付税を廃止ということを議論している政党もあ

ります。そういうところの今後の衆議院選挙の結果によっては、合併特例期間が過ぎるから幾ら減るといったことよりも、もっと大きな変化があり得るかなと、可能性もあると思っています。それらにも対応したきちとした町政運営ができるような方向というのは、考えていかなきゃいけない、これはいつも考えているところでございます。

議長(森下 直君) これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。1時より再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

(11時53分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(森下 直君) 休憩前に戻り再開をいたします。

議長(森下 直君) 一般質問を続けて行いたいと思います。

その前に、3番中島信義議員の質問の中で、答弁がちょっと足りなかったということで、地域整備課長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

整備課長お願いします。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 先ほどの中島議員の質問の中で、普通道路と小型道路について質問がありました。それにつきまして調べましたので、お答え申し上げます。

普通道路とは、現在一般に町でも建設をしておりますが、都市計画道路やら、一般の道路のことを普通道路といいます。

小型道路につきましては、平成15年7月に道路構造令の一部改正が行われまして、小型自動車等のみ通行できる道路のことをいいまして、乗用車と小型貨物等の一定規模以下の車両のみが通行できる道路でございます。これにつきましては首都圏の渋滞解消のために、大型車両と小型車両が入り組んで通行していることによって、非常に混雑があるということで、小型車両のみ通行できる道路を小型道路ということであります。

ちなみに小型道路の設計車両については、長さ6メートル、幅2メートル、高さ2.8メートル以下というような車両が通行できるものの道路を小型道路ということだそうです。よろしく申し上げます。以上です。

通告順序2 5番 阿部 賢一 1. 支所機能のこれから
2. レスキューキットを透析患者、身体障害者宅へ配布を

議長(森下 直君) 午前中に引き続き一般質問を続けます。

5番阿部賢一君、質問を許可いたします。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) 森下議長に許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせてい

ただきます。

質問に入る前に、きのう公示の衆議院総選挙、ともに議会活動をしてきた前田善成議員が茨城3区から立候補いたしました。ご検討をご祈念申し上げますとともに、ぜひとも国政の場で活躍できることを期待し、応援をしたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日は2点用意をさせていただきました。

まず、1点目は、これからの支所機能についてということでございます。

合併して行財政改革、そしてまた職員の早期退職等によりまして、職員が減少している状況下にあります。いずれにせよ、支所機能というものを今のまま維持していくことは、人的にも大変難しい判断を迫られるのかなというような気がしております。

そこで、過日、上毛新聞社の合併特例期間終了後の町の考え方等の記事が上毛新聞により報道され、支所から出張所へという考えがあるかのような記事が掲載されておりました。そういう中におきまして、町としてこれから支所をどのようにしていく考えがあるのか、まず初めにその1点を、町長の所信をお尋ね申し上げます。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまの阿部議員のご質問にお答えします。

新聞記事に入る前に、全体のことを申し述べさせていただきますが、新みなかみ町が発足の際、分庁方式をとらないということが合併協議会等で決定されており、平成17年10月1日、発足時点ですが、みなかみ町支所設置条例を設けまして、旧みなかみ町の区域を所管する水上支所、そして旧新治村の区域を所管する新治支所が設置されたところです。

行政改革あるいは行政方法の執行の見直しについては、常に必要なことでありますけれども、新みなかみ町発足以来、効果的、合理的な町政運営という視点から、組織のあり方を含めて検討してきたのは、ご承知のとおりでございます。

合併特例期間中に、それ以降の町政運営が支障なくできるような体制をつくり上げることは、絶対に必要なことだということで、不断の見直しと検討が必要になってまいります。

先ほどご指摘のありました上毛新聞の記事、交付税が全体で25%減りますという見出しではございましたけれども、改めて考えてみますと、正確な数字はともかくとして、新聞の数字を使いますと、現在50億1,500万円という交付税、つまり基準財政需要額から計算して、そういうことになっておると、それが11億ほど減るということでございますけれども、何かと申しますと、今のみなかみ町は、これが合併してできた町ではなくて、みなかみ町とこの面積、この人口、そしてこの行政サービスを行っているみなかみ町がもともと一つであったということであれば、交付税については38億少々という数字であるということです。それがなぜ今50億になっているかというと、やはり別々の世帯を1つにするには、重複もあるだろう、余分な経費もかかるだろうと、それを10年間は面倒を見るんで、その間にきちっと体制をつくれと、まさに特例期間、猶予期間で25%

減るのではなくて、この11億というのが今余分に来ているということが論理的な帰結だろうと思っています。多少皆さんわかっている余分なことを申しました。

したがって、この特例期間中に、それ以降の町政運営がきちっとできる体制をつくり上げるということは大切なこと申し上げたとおりです。

当初につきましては、両支所とも、すべての業務について原則的に現場でできるという体制をとっていたところでございます。その状況の中で、将来に向けてそれ以外にも施設の統廃合の検討あるいはその中で支所機能の見直しも行ってありまして、成果的にいうと行財政改革行動指針というものを作成しまして、その中には全職員240名、いわゆる行政執行に当たる職員200名、その中で支所の職員数の目標値というものを16名ということで書いてあるところでございます。それを指針として、この間、業務の集約、職員数の削減等に取り組んできたところでございます。

支所の動きについて経緯を追って申し上げますと、平成18年4月時点では、支所長のもとに総括総務担当、税務、保健福祉担当、それから農政観光担当という補佐の職を置きまして、それぞれの担当補佐の下に係として庶務、福祉、建設、農政等々の係が配置してありまして、約40名の体制で支所業務を行ってきたところであります。

平成19年度になりまして、グループ制を導入し、支所次長の下に庶務住民サービスグループ、建設産業グループという2つのグループを配置し、組織をフラット化させ、職員数の削減に取り組んできたところです。

また、20年度には、観光商工部門と教育事務部門を、そしてまた21年には上下水道部門、さらに23年には建設と農政部門を本庁業務として、支所の機能のスリム化を図ってきたところです。あわせまして、平成22年度からは、支所は総務課の所属という基本に戻ってきております。

このような経過の中で、支所の機構は合併当初に比べますと相当姿が変わってまいりまして、現在支所で行っている業務としましては、庶務住民サービスグループが行っている各種の受付、住民票の交付、税金等の収納、消防防災、区長会などの事務で配置職員については、支所長を含めて8名という形になっております。ですから、先ほど申し上げました行財政改革で示している支所の目標職員数というものがそういう意味では達成されているということでございます。

しかしながら、現実的に支所で勤務をしている職員ということで、新治支所の例で説明いたしますと、地域整備課に所属している除雪センターの職員が3名、農政課の所属職員が2名、獣害対策センターの職員が3名、国土調査を行っている2名、これらが常駐して勤務しておりますので、支所で勤務している総職員数は現在18名という状況でございます。

さて、支所の今後のあり方ということでございますけれども、10月15日の上毛新聞ということで、ある意味ご心配をかけているということだと思いますが、記事全体の論旨の中で、地方交付税の算定等を考慮して、県内の各市町村とも効率的な業務執行をいろいろ検討しているという記事だったというふうに受けとめているところでございます。

次に、支所と出張所という言葉があの記事にも出てまいりましたし、これについて説

明させていただきます。

地方自治法の中に支所という言葉と出張所という言葉が定義というか、解説がなされております。支所というのは、支所の区域を主として、市町村の事務を全般にわたってつかさどる事務所を意味するとなっています。出張所は住民の便宜のために、町村役場まで出向かなくても済む程度の事務を処理するために設置する。役場の窓口の延長という取り扱いがなされている、そういうものが出張所という形で定義されております。

したがって、先ほどから現在の支所の形態についてご説明しましたが、現在の支所の組織、それから見ますと、除雪センターについては地域整備課ですし、獣害センターは農政課、庶務住民サービスは総務課ということで、内容的にいうと現在の支所の形が自治法の解説を逐条的にたどりまると、出張所という名前が適切ということになるかもしれませんが、しかし、自治法上の文言の解釈の問題と地域の行政サービスの窓口として、どういう名称が適当なのか、これまた別途に切り離して検討する必要があると思っているところです。

そして、19年度に策定しました先ほど引用しました行財政改革行動指針、5年後を目途に支所を出張所に変更するというのも書いてありますけれども、今申し上げて配置しております除雪センター、農政担当、これらについては業務に緊急性やあるいは専門性を要するという点がございまして。窓口の職員だけがいたんでは対応できないということもあります。したがって、この業務をいつもいる場所も本庁にするんだということが適当とは限りません。いずれは考えなければいけない問題ですけれども、このあり方についてまさに議員の皆さんとご相談し、また地域の意向も聞きながら、形式的な組織と実態的な組織どういうふうなのがいいのか、これ十分に考えていきたいと思っています。

そして、さらに申し上げさせていくと、支所の施設をどうするんだということであると思います。先ほど申し上げた旧町村役場から現在支所という名前ですけれども、相当程度人間も減ってきている。その中で庁舎の維持管理費、こういうものについて水上支所で約800万円、新治支所で約1,000万円というのがかかっています。これを例えばですが、合同庁舎的な運用としてJAだとか郵便局、商工会、こういうものと公的機関と一緒に入れれば、施設の有効利用のみならず、住民サービスの向上にもつながるんじゃないかというようなことがあります。これは検討課題ということではあります、職員には検討をさせているところでございまして。これらについてもそういう方向がいいのかどうか、これもまた同じく議員さんを初めとする地域のご意見の反映だろうと思っています。

今、1,000万、800万という話を申し上げましたけれども、人数が減っても経費はかかるという点がございまして。したがって、例えば今現場に張りついているのが18名だけれども、これを窓口業務8名だけにしたらどうなるかというと、事務機器の借り上げ費だとか、公用車の経費、冷暖房費、消耗品、計算してみますと、削減額は300万円程度なのかなというようなことで考えているあるいは計算したということとございまして。

考え方あるいは現在の経緯というのは、以上のとおりでございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5 番(阿部賢一君) いずれにせよ、今説明、答弁いただいたとおりだと思うんですけども、やはり基本的にしっかり置いておいてもらわなくちゃならないのは、その地域に住んでいる町民の方々に、いずにせよ心配とか迷惑とか不親切にならないような対応だけをしていただければ、いいのかなというような気がしております。

いろいろやはり支所が今まで新治にしる水上にしる、旧役場時代は百何十人という職員の方がいたわけで、それが例えば18人とか8人とかいうように一般の町民の方にとすると、人数が減っただけで、何か心配される方が、特に高齢者の方なんかではいるという現実もあるわけなんですけれども、その点については我々もその立場で全然そんなことはないんだよ、行けば今までどおりの対応をしてくれるから大丈夫ですよという話、説明はさせてもらっているんですけども、いずにせよそういう形で町民の方々が不親切感を感じたりとか、心配をしたりとか、そういうことのないような対応、特に支所ではできないから本庁へ行ってくれみたいなたらい回しのするようなことだけはないようお願いしたいと思います。

そして、行財政改革行動指針100億円規模、そして職員が200人規模ということで、不退職の決意で取り組んでいるわけなんですけれども、その数字について町長のこれからの決意というんですか、具体的に何かありましたら、お聞かせください。

議長(森下直君) 町長。

町長(岸良昌君) 今前段のほうでございます。確かに距離感というのは、あると思いますので、この辺については十分住民の方にご理解をいただくことを考えなきゃいけないし、ご指摘のように、支所というのがある意味で地域の人にとってよりどころだと、この辺の機能というのは大事にしていかなきゃいけないと、これはよく認識しております。

さて、行財政改革指針の指標的な数字で、財政規模は100億円、職員240名、先ほど言いました行政職員200名という数字でございます。これについて現実的に目標年次の27年が相当迫ってまいりました。これについて財政規模の問題については、現在例えばその後、行財政改革指針を検討したときと違う要因としては、過疎市町村に指定されて、過疎債が使えるということで、相当有利な資金運用ができると、この間に議会によくお諮りしているように、過疎対策債を発行させていただいて、そのものについては、交付税で面倒見てもらえるという数字ですから、それらの合理的な運営あるいは前倒しの投資計画というのをやっているところでございます。ということで2点目にどういうふうにご考えているかということについて、財政規模100億円というのは目標値、指針として堅持しなきゃいけないと思っています。だけれども、それよりも大きい財政規模になっているという事由が、先ほど申し上げましたような特例的な不利にならないものであれば100億円にするんだからそういう有利なものを使わないというような判断はしないほうがいいだろうと、考えています。

それで、ずばり職員のほうでございます。この間、退職数に比べて新規採用が極めて少なくなっています今年度が2名、来年度も2名ということでいっていますし、そんなようにいっても、2名、3名といったような数字で退職者10数名あったときも採用は2名というようなことで減ってきています。それよりも過去でいうと相当程度、その当時の役

場職員にご協力いただいて、早期退職していただいたという事実があります。今もう285という職員数になっています。これから27年までということになると240という数字は現実的には難しいなと思っています。とはいいいながら、努力の方向ということだとし、現在示しております行財政改革指針、もうしばらく堅持するという努力を続けたいと思っています。

ここまでの答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 今その方向に向かって堅持するという事は、努めていく、努力するというふうに理解させていただきます。

やはり100億円規模については、先ほど町長が申しあげましたように、苦にならないような資本づけで、こだわる必要はないのかなというような有利なものならば、それなりに執行していいのかなという気がしております。

あと、支所の話でついでなんですけれども、水上支所に何度か行ったことがあるんですけども、やはり老朽化が極めて厳しいような状況であると思うんですけども、水上支所はやはりいずれにせよあの状態だと耐震も含めた中で非常に厳しいのかなというような気がしております。何かこれからお考えがあるのか、ちょっと確認させてください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 水上支所についてはご指摘のとおり、大変施設が老朽化しています。そしてまた、今の職員にしてみると非常に使いにくいというか、がらんどで寒いといったほうがいいんですけども、そういう形になっています。支所の設計を検討するということで、概略的な検討はいたしましたけれども、今の支所の中を一部壊して直していくという方向がいいのか、それよりもまた別途のものをつくったほうがいいのかというところから議論が分かれます。そしてもし今の場所から移動するんだとすれば、どこがいいのかということについて、これは地域の方々の意向をまとめなきゃいけません。その行く場所によって、こういう構造物を考えたほうがいいたろうというのが違ってくと思います。どこまで検討しているんだと言われれば、検討の緒についたけれども、方向性がまだ定まっていない。少なくとも今の場所が非常に老朽化していて、この検討を急がなきゃいけないという認識は持っているという段階でございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 先ほど町長答弁の中で、新治支所が例えばあいた場合に、合同庁舎的に公共的なものを一緒に集約した、いわゆる栄村方式というんですか、視察してみて、農協、役場、消防署、すべてが合同庁舎的な建物になっている。水上支所の場合もやはり新しい建物というのをこれから考えるのはいかがなものかという、仮に有効的に使える施設があるとするならば、それを選択肢として1つ入れておくべきではないかなというような気がしております。今でもって、建物、箱物がたくさん町所有のものも含めた中であるわけで、やはり800万と1,000万ですか、それぞれの支所でも維持管理費が発生するわ

けですから、そういう長期的な長い目を見た場合、どこかで有効的に合同で使えるような施設があるのだとするならば、いずれ窓口業務なり出張所形式で8人とか、除雪を含めればまた時期によっては別としても、そんなに大きなスペースは要らないわけですから、それも選択肢の中に入れていただきたいし、入れるべきだと思います。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) ただいまのご指摘で栄村の例が出ました。町村会の町村長で研修に行った石川県川北町もまさにそうでございます。

そして、今ご指摘のあった施設の有効利用、もうちょっと具体的にいいますと、東電のPR館、これが入札にかかって、だれがどう落とすかわかっていませんけれども、例えばあそこであるとか、あるいはJAの水上支所については2階の会議室が町の所有になっていますので、そこがJAの再編組織の伴ってそこにするとか、そういうことも当然検討の対象でございます。これらについても、先ほどのお答えと同じですけれども、地域の人意見集約、これをやっていかなきゃいけない。端的に申し上げて、既存施設の有効的な活用ということについても当然検討の対象に入れてやっていく必要があると理解しております。

議長(森下 直君) 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。また、地元の町民の方々の意見にも行政として真摯に耳を傾けていただく中で、方向づけをお願いしたいと思います。

次に、通告のレスキューキットというのを自分が誤解していましたので、これが救急医療情報キット、通称命のボタンというものでありますので、訂正をお願いしたいと思います。

既にみなかみ町におきましては、65歳以上の高齢者の方の希望者の方には、配布していただいております。先進な取り組みをしていただいております。広報等でかなり宣伝していただいているわけですけれども、ちょっとまだこういうことがあるんだよということがなかなか町民の方々に細々と耳に届いていない現実もあります。この医療情報キット命のボタンを透析患者さんだったりとか、身体障がい者のお宅、そういう方々へ、もちろん本人が結構ですよという方に無理に強制的に配布するものではありませんから、希望がある方に配っていただくような取り計らいをしていただきたい、その点について質問をさせていただきます。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) 救急医療情報キット配布事業ということだそうです。それでよろしいですね。

かかりつけのお医者さんがどこなんだという情報だとか、既往症が何なんだ、家族あるいは縁故者へどうやって連絡すればいいんだというような緊急時に必要な情報をどこかに備えておくということで、これについて救急時に救命士や搬送先の病院などが迅速かつ適切な対応を行うための情報を自宅に配備しておく、まさに命のボタンということ

になるだろうと思います。これについては23年から開始した事業でして、町内に住所を有する65歳以上の高齢者、そして介護保険認定者並びに重度の障がいをお持ちの方などを配布の対象者としておるといことです。

こういうものについて広報しているということで、私も今回、今まで広報した資料も見せてもらいましたし、広報はなされています。とはいいいながら、私も65歳になったんですけれども、こういう事業の対象者だという意識もしていませんでしたので、広報が足りない部分があるのかなというふうに思っております。

今申し上げたようなところで、ここまでの配布状況あるいは事業を開始したということです。今まででもどういうふうに、情報が足りないと言いながら、ある程度の配布は済んでいるんだろうと思っています。これについては23年始めたときから利用者名簿に登載しておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者を中心にして、23年度で1,371名、24年度に入りますと、数は減っていますが、現在までに216名の方に配布し、若干加除というものがありますので、足した結果が今1,496名に情報キットが配布済みであるということでございます。

現在の状況は以上でございます。

議長(森下 直君) 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) そういう先進な取り組みで大変結構なことですけども、1,496名、これは65歳以上の高齢者の方という認識でよろしいんですか。

議長(森下 直君) 町長、答弁をお願いします。

町長(岸 良昌君) ここに配布事業の実施要領があるんで読ませていただきます。

町内に住所を有して現に居住しているという条件はありますけれども、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、介護保険法による要介護もしくは要支援認定者、身体障害者福祉法による重度身体障害者、群馬県療育手帳交付要綱による療育手帳所持者、それ以外で今の5つには入らないけれども、65歳以上の高齢者で配布を希望する者、もちろんその他というものもございまして、以上のようなことでございます。

だから、一言でいうと今のご質問のように、65歳以上であればくださいと言われれば、配布するという事業になっております。

議長(森下 直君) 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) 具体的に透析患者さんは65歳以下でもいるわけですよ。その部分についての対応も、やはり透析患者さんは透析でいつどうなるかわからない状況の重度の方もおりますので、その辺についての取り計らいはどうなっているのか。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) 透析を受けていらっしゃる方、これについては基本的に障害区分ということで1級に当たりますので、先ほど読み上げた障がい者の中で該当しておりますので、配布対象となっております。

したがって、要望していただければすぐお届けできるということですが、お届けする方法について、障がいをお持ちの方で実際訪問介護サービス等を利用している方はヘルパーさんが承知しておりますから、もう既に届けられているんだろうと思います。いわゆる訪問介護サービス等を利用されていない方、これについては先ほど申し上げたように、申し出ていただければ配布できますという形なので、そのところで障がい者で、例えば透析を受けていらっしゃるんでどうぞというお届けはしていないということです。

議長(森下 直君) 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) あくまでも希望があればということでもいいんですね。こっちから無理に、確かに要らないのに持っていてもそんなあれですから、その辺、透析患者さんの、耳に届かなくてこういう形になったのかと思うんですけども、やはりもう少し丁寧に親切な説明と周知をお願いできればなと思います。そしてやはりこれによって助かった例も全国だとあるんですね、事例が。ですから、やはり消防署とも連携する中で、こういう困っている人に優しい福祉みたいな格好で、周知のほうをお願いしたいと思います。

支所のこれからと命のバトン救急医療情報キットについて質問させていただきました。いずれにしろ、町民方が迷惑や心配をかけないような行政運営をお願い申し上げて、一般質問を閉じたいと思います。

議長(森下 直君) これにて、5番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序3 10番 原 澤 良 輝 1. 自然を生かした観光の活性化について
2. 子育て支援について
3. 太陽光発電を推進することについて

議長(森下 直君) 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。

原澤君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番原澤良輝。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

3点ありますけれども、順次質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

子育て支援についてですが、12月1日から子育て支援の住宅支援新築に100万円助成するという制度が始まりました。また、ことし1月から開始した住宅リフォーム制度は、町民の評判がよくて、2回の補正を経て、既に91%の申し込みがありまして、事業費にすれば4億8,000万円になるということです。町内の業者さんも喜んでいますし、住宅新築制度がさらに子育てにも、町おこしも一層貢献できればと考えています。

3年前に、子ども手当が中学生まで1人月額2万6,000円、年額31万2,000円支給されることになりました。その際にいろいろな経過はあったんですけども、出産祝い金が第2子10万円、第3子30万円が半分削減をされました。昨年3歳から中学

生までが、これが1万円になってしまいました。第3子は例外で、小学校まで1万5,000円ということなんですけれども、子育てするならみなかみ町ということが合い言葉にしたいなということがありまして、議員の委員会でも長野県下條村などいろいろ研究に行ったことがあります。若者に魅力がある町にして、みなかみ町に住んでもらいたいというのが私たちの願いと思っています。

そこで、出産祝い金の充実をすることにして、第1子から30万円にすることについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今お話がございました。確かに従前に比べて平成22年度に前段として、これも今ご指摘のあったとおりです。国のほうが子ども手当というものを施行して、直接支払いの格好で家庭に届けると。国のほうが直接支払いということに力を入れたんで、いわば直接支払い的になっている出産祝い金については、今ご指摘のあったような格好で引き下げるといふ条例改正を22年3月議会においてご議決いただき、22年度から今のいわゆる出産祝い金の額になっております。そのときについては、今申し上げたような事由でしたものです。したがって、出産祝い金というのは、町から家庭に対する、子供の誕生に対するお祝いの気持ちを素直にあらわすということだったんで、額というよりは気持ちということで変更したものです。

そのときに子育て支援、子育てするならみなかみ町、まさにおっしゃるとおりで、これに力を入れてきているところでございますので、そのとき同時に、これは議会のご提案もございましたが、幼稚園の保育料については、給食費を含めて7,600円から5,000円に引き下げるとか、幼稚園の保育料については一律5,000円減額して、保護者の負担を軽減するというのを同じ時期にやっております。そしてまた、そのような形でお祝いの気持ちをあらわすということでやってきております。

さて、それを一律30万円に増額したらどうでしょうかというご提案でございます。今までの経緯というのもございます。あまりこだわるつもりはありませんけれども、この間、1つ問題点で気がついたことがございまして、これをこっちから率直に述べさせていただきますけれども、出産祝い金、これについて先ほどからご説明していますように町からの家庭に対するお祝いの気持ちだとはいっていながら、あたかも何かの補助金のようにこれはもちろん、税の負担の公平性という問題はあるんでしょうけれども、各種の税について滞納等があった場合については、出産祝い金を支給できないという条例になっております。率直に申し上げて、お祝いの気持ちであり、なおかつ滞納があるほど苦労されている、失礼、苦労というのは経済的に苦労されている家庭で、お子さんが生まれたときに、素直に祝い金を出してあげたいという気持ちはあります。これについては条例の中で滞納等があっては支給してはならないという条例になっておりますので、今のご質問を契機として、改めて条例改正をまずやって、例えば家族で固定資産税の滞納があるんだけれども、子供が生まれましてというときには素直に出したいなと、今回改めて勉強し、この中で昨年の事例等も担当から聞いて、そここのところの改善がまず第一なのかなと。

そしてそのときに、第1子の現在の2万円がどうなのか、第2子の5万円がどうなのか、第3子以降の15万円がどうなのかと、これもまた提案で検討するというよりも、議員の方々の総意の中で増額するのか、平均化するのがあるいは多分されないと思います。低減するのか、その辺を整理していければよいなと思っています。

短く申します。滞納があると出産祝い金が出ていませんけれども、そのところは何か改善したいという条例改正を早急に準備したいというふうに思っているのが現在の気持ちでございます。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) いろいろ改善の方向を考えていただいているみたいなので、ありがたいと思います。

県内の状況は、第1子の場合に10万円を支払っているのが川場村、明和町です。いろいろありますけれども、6万円、5万円、3万円、2万円がみなかみ町と神流町ということになっております。第2子については、20万円を支払っているのが同じく川場村と明和町です。あと10万円、それから5万円というのがありますし、5万円というのがみなかみ町と高山村です。第3子は30万円支払っているのが片品村、それから川場村、明和町の3町村になっています。20万円が沼田市で、あと15万円が桐生市とみなかみ町となっています。あと10万円、6万円となっていますし、第4子に限って10万円を払っている神流町なんかもあります。

いろいろこういうふうな状況を考えてもらって、やはりみなかみ町も特色を出したほうがいいかなと思っているので、その辺のところを検討していただければと思います。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) いろいろな事例のお話ありがとうございました。もちろん、このデータを整理させていただきます。

率直に申し述べて、今国政選挙の中でもそういうことはありますけれども、直接支払いの制度になればなるほど、高額にすると票が集まるという世の中の流れがあるんで、個人的趣味としてはふやしたくないと思っています。とはいいいながら、素直に子育て支援、どういう支援をすべきかということについては、今の出産祝い金が十分かということについては議論の余地があると思います。率直にいろいろ言いましたけれども、議会の表向きの提案でも結構です。議会でこうまとめたので、この辺で町長どうだろうかという形でも結構です。議会の総意の集約をしていただくと私としては非常にうれしく思っています。それは削減の方向ではなくて、当然増額の方向、そして先ほど申し述べた税負担の公平性の議論は、片方に置いておいて、率直にお祝いの気持ちを示すということがいいのかなと、繰り返しの答弁で申しわけございません。ぜひ周辺のデータの整理というのも一つの有力な要因だと思っていますし、一緒に勉強していきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 町長の開会のあいさつで、議会とそれから町の役割と住民と議員の役割を、

真剣にお話をされたのをお聞きしました。票になるかならないかというふうな考えもあると思うんですけども、そういうのは抜きにしながら、やはり町の運営をしていくというか、町民のための運営をしていくということで、純粋な気持ちで議論をしていきたいなと考えます。

前回の改正のときに、年少の扶養者の控除額というのもなくなって、階層とか、子供さんの人数なんかによって、いろいろの影響の出方は違うんですけども、減少されている方もあります。議会の総意とか、それからいろいろ提案があればそれに沿って考えていただくということをお願いできればと思います。

そのことで票の話は。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) すみません、あまりそっちを言い過ぎました。必要であれば、議事録から消していただいても結構ですし、純粋にどういう子育て支援が適切か、議会とよく相談しながら進めていきたいと思っております。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 一応そういうことでよろしくお願ひしたいなと思ひます。

続いて、太陽光発電を推進することについてお願ひしたいと思ひます。

10月18日に榛東村で太陽光発電フォーラムというのがあったので、それに参加をさせていただきました。ことし7月から稼働した、榛東村のソフトバンクメガソーラーの運転状況の説明と固定買い取り制度で話題になった太陽光発電所をメイドイン群馬で建設促進できないか、そういうフォーラムでした。原発事故で、福島の子供たちの中に35.2%の甲状腺に炎症または細胞の性質に変化が起きている可能性があるという福島県民の健康管理調査結果が4月に公表をされました。その結果いろいろ意見はあるんですけども、いろいろ心配されて、後になって対策をやったとしてもそれは既に遅過ぎるんじゃないかなという考えがある学者もおります。

原子力にかえて、人類と共存できる太陽光なり、小水力、バイオマス、森林資源等の再生可能エネルギーの利用を推進することと、それから節電対策も一緒にすることが東電の福島原発事故から学ぶべき教訓であると思ひます。脱原発ということは、国民大多数の願ひなんじゃないかなと思ひています。

町有地とか公共施設の屋根などに太陽光発電を利用することについてなんですけれども、榛東村のメガソーラーというのは2メガワットですけども、一般募集したときは20メガというのをソフトバンクは募集したんですけども、そのときに250町村ぐらいが希望はあったみたいです。その選考には漏れたんですが、2メガでやっただと。今回のフォーラムで、500キロワットの規模で経済性も試算しているし、固定買い取り制ができたので、累積収支が11年ぐらいでプラスになるということがありますので、その辺のところを考えて、町はどう考えますか。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) 前段の認識のところについては、何も言うのを避けまして、今の具体的な

ご質問のところに集中したいと思います。

いわゆるメガソーラーについては、先ほど例がございました。大体メガというんですから、1,000キロワット、これを発電するというものについて投資額がおおむね5億円、敷地面積が1万5,000平米から2万平米、つまり2ヘクタールぐらいの土地があれば1メガの太陽光発電のパネルが敷き詰められるということのようです。代替電力として小水力がどうだと、バイオマスがどうだと、いろいろ難しい話がありますけれども、例えばでいうと、今みなかみ町は水力発電所が結構ありますけれども、この水力発電の分をほかの再生エネルギー、もちろん水力発電は再生エネルギーです。それで代替しようすると、大変なボリュームの設備が必要なので、右から左に節電なくして、従前のものを再生エネルギーのみでというのは、これ難しいというふうに思っています。

メガソーラーのところですけども、先ほど例に出ました20メガの話ソフトバンクが各方面に聞いたときということですけども、そのときに我がみなかみ町もここが適地でしょうということについて出しておりますが、漏れたというよりも高压線に直接太陽光発電所から戻すわけにいかないんで、そこまでの間の電線を張らなければいけないんです。そうすると、みなかみ町については水源涵養林になっていたりあるいは保安林になっていたり、あるいは別の形でいうと施業したときの補助金対象になっていたり、非常に鉄柱を建てるだけの調査なり期間もかかるし、コストもかかるということで、いわゆる対象地域からはみ出したわけです。それで、その後どうなっているかということであれば、みなかみ町はこの中にメガソーラーを設置するという点について、いわゆる開発企画会社的なところから現地調査を求められたりあるいは資料の請求があったりということもございました。現在は、そのいずれもがストップしております。

これはなぜかということについて、正確な情報というよりもトレンド的な話ですけども、メガソーラーは早い段階で出したわけですけども、いずれにしてもメガソーラーの開発については、投資会社、企画会社あるいはそれを設置する企業、そしてまた運営を回していく企業ということで、企業が複層的に重なる、これについては民間企業についてはよくあることだと思いますけれども、なかなか難しいということがあります。そして今とまっている理由をいろいろ考えてみますと、現段階設置の施工技術者あるいはソーラーパネルの資材というものが必ずしも有利な条件で入ってこないということがあって、今動き出している計画以上に、さっき申し上げたようなこういうところでこういう開発をしませんかというような働きかけというのはなくなってきているところです。

さらに余分なことを申し上げますと、そういうものの金子もとになるいわゆる投資筋、これについては今の固定買い取り制度、1キロワット42円、20年間保証と、これは今後の電力料金のことを考えると、今動いているものはともかく、それ以降のものについてそういう投資の採算計画でいいんだろうかという疑問が既に生じつつあるというので動きが少なくなっている理由ではないかと思っています。

公共施設等についてどうだというご質問は、ご承知の月夜野給食センターと水上中学校にソーラーパネルを設置されております。それぞれの時期、投資額は省きますけれども、10キロワットですね。そして中学校については19.8キロワットということで、今ま

でやってきております。

したがって、1メガ、1,000キロワットというオーダーからいうと100分の1から50分の1の大きさということでございます。これは見ていただいて、ご理解できることだと思えます。

さて、そういう形でこれからどうするんだと。そうしますと、幾らで発電して、幾らで売れるのかということはありませんけれども、そのことよりも町が事業主体になって、どこかに頼むのではなくて、先ほどの榛東村の例については、あるいはその他の市町村で動いているのも私は公共団体等が持っているいわゆる遊休土地、その処理をどうするんだということが有効に活用できたということが非常に大きな評価点、そういうことで各先進的な市は取り組んでいるんだらうと理解しています。

みなかみ町について、遊休土地があるのは事実です。町が持っているのもあります。町が持っている遊休地については、メガソーラー発電としては適切な場所がないというのが今の検討結果です。

そしてまた、太陽光発電の欠点があると私は思っています。何が欠点かということ、先ほど1メガ、5億円の投資額が必要だと言いました。だれが投資をするにしても、その5億円を投資したときに、町の経済循環に回る額は極めて少ない。非常にわかりやすくいうと、資材についてもよそから入る、それを施工する業者についても基本的には町内に経済循環が起きないということだと思えます。そしてまた土地がうまく紹介できるとしても、その土地がほかの用途に使うものに比べれば、設置したときに地域内の雇用力が全くないということです。太陽光発電所は2ヘクタールの場所を占有しても、設置以降は1人も雇用されないということでありますので、雇用効果が少ないということがある意味欠点ではないかというふうに思っています。

いろいろ申しあげましたけれども、町が事業主体となってメガソーラーあるいはもうちょっと小さな規模でも500キロワットとか、そういうのはどうだろうかというお話は当然来ると思えます。これについては太陽光のエネルギーを利用していくという取り組み自体は重要だと考えておりますので、余り焦ることなく、着実に推進していきたいと思っています。そのときに先ほど申しあげました周辺の状況というのもよく見なきゃいかんかなと思っています。マイナス方向でやりたくないというわけではありませんけれども、焦っているいろいろな調整をするということではないのかなというのが今の私の考え方であります。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) エネルギー政策というのは、長期的視点に立って、足もとというのか、地についた活動というのか、事業展開するのが必要だと思います。

今回のメイドイン群馬方式というのは、小さいのをつくることによって、やはり地元の業者も使えるようなそういう訓練をしていながら、地元の業者も育てていくと。群馬県には太陽光発電で30年の歴史があるし、南極の発電もやっている日新電機という会社もありますので、そういう施工業者を募集しながら一つの緩やかな組合みたいなチームをつくってやっていこうという方式を提案されておりました。一応資料についても環境課長の

ところにお届けはしておきました。

以前、委員会で旧衛生センター跡地の取り壊しをしているところも視察をさせてもらいました。衛生センターで使っていたので、土の安全確認をしないといろいろな用途に使えないという話も聞きました。その辺のところ、500キロワット程度のものを何セットかできるんじゃないかなと、とりあえずは考えさせていただきました。

耕作放棄地とか荒地などに、発電をするときに、支援する制度についてですけれども、例えば民間が小水力発電をしようとして申請するときに、物すごく書類手続が難しいというか、もう最初から断られるような感じでなかなか手を出せない。なるべく地元の業者を育てたいんで、小型の小水力をやっていきいたいと考えても、小さくなればなるほど手続の比率が高くなるので、町はある程度軌道に乗るまでの申請手続の支援やシステムをつくるというのがいいんじゃないかなという意味で、その辺のところを。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) 小水力の関係については、ご存じのとおり、我がみなかみ町は環境課を中心として早くから取り組んできています。谷川地区のピコ水力発電、それに続いて今計画しておりますのは、矢瀬公園の上にありますところで小水力発電をということです。発電力に比べて投資額が非常に高くなるというのは事実でございます。矢瀬公園で計画しているものについて、最大出力が13キロワット、そして投資額が4,600万ぐらいかかるだろうということでやっておりますけれども、いわゆる一般家庭に置きかえるという格好だと、25軒分ぐらいが年間に発電できるようです。

とはいいながら、あそこの矢瀬公園であれだけ流れている水で、小水力発電はどのぐらいのものかなと思ったら、上牧の発電所が3万1,500キロワットがあるんで、最大出力と比べると2,400分の1ぐらいなんです。矢瀬公園のあれだけの水を流れているものを年間発電量ですから、もうちょっと2,000分の1よりましだと思いますけれども、あれが1,000個くらい寄ってたかって、上牧の発電所の発電量と同じだとなると、そういうものかいというふうに思いました。

それで、ご質問の本論です。という経験も町のほうは持っていますので、小水力をこういうところで個人的にやってみたいとか、その申請手続を手伝ってほしいと、そういうお声があれば、町の環境課が中心になって、それは積極的にご支援したいというふうに思います。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 私も以前小水力の相談を受けて、やろうとしたときがあったんですけども、ちょっと挫折をしているところもあります。小水力の手続の支援をお願いできればと思っています。

あと、太陽光のほうに戻るんですけども、民間のほうでやろうとするところが結構出てきているし、私もあそこでやりたいんだよという話も聞いていますので、町がある程度助成というか、支援をしてくれれば、非常にそういうのが進むんじゃないかなと思います。

効率的とか、大規模なところでやるということになれば、そのほうがいっぱいできていいんですけども、それだと今の原発のように、大企業みたいなところに、事業を独占されるところはやはりあるので、町の業者とかが育たないんじゃないかなと、効果は少ないんですけども、業者を育てながら長い間、町が元気になるんじゃないかと思っています。

先ほどの住宅リフォーム制度なんか小さい事業なんですけれども、そういうのの積み重ねが町の元気になる一つの原因だなと思っています。そんなことで自然エネルギーについての支援もよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、自然を生かした観光の活性化についてということなんですけれども、ことしの夏、尾瀬で落雷によって死傷者が出ました。この事故でも観光客の入り込みが心配されると、片品村の千明村長さんは言っていました。今回アメリカ軍の輸送機なんですけれども、オスプレイが11月から岩国とかキャンプ富士だとか厚木に配備されていますよという通告が一応アメリカのほうからあって、防衛省は知事会で説明を11月2日の日にやったそうです。実際にみなかみ町の上空というのは、県内で1つ、ブルールートというアメリカ軍の訓練空路があるということがその際に明らかになりました。実際にそういうことになってきて、現在は沖縄に配備されて、総選挙の関係かどうかわからないんですけども、韓国だとかグアム島で訓練をしているという話を聞いています。

私も11月24日に東京で日本平和大会というのが開催されまして、オスプレイの配備についてという本土と沖縄の運動の経験の分科会というところに参加してきました。日本全国から関係者が集まったし、グアム島と韓国からの特別参加もありました。特に四国の上空にもオレンジルートというのがあって、そこの自治体の活動というのが参考になりました。愛媛県に伊方原発というのがあって、ダムを標的に訓練したアメリカ軍の機が手前の山にぶつかって墜落したんですけども、その激突のはずみでジャンプして、たまたま原発を通り越して向こうに墜落したということで、間一髪、原発の事故が起きなかったということを知って、非常に衝撃的に感じたんです。

高知県本山町というところは、町が周辺の自治体と連絡をとりながら、騒音の状態やそれからどういう状態で飛んでくるかというのが、機影がなかなか早くてつかめないんで、隣の町村から今行きましたからという連絡が来て、本山町が撮影準備して待っていて、通過して、それでその写真を撮ったと。その写真を撮りながら防衛省などいろいろな危ないんだよという活動をしているという話をお聞きしました。実際に本山町は隣のダム湖に訓練機が墜落して、事故も起きていますし、避難訓練をしているときにドクターヘリが通過した直後に訓練機が来て、ひやっとしたとかそういう報告もありました。

そういうふうな形で町民が騒音被害とか、そういう事故の危険があるというだけじゃなくて、町も被害者なんだなという感じがするんで、そういうふうなところである程度町が騒音調査器とかを買って測定したり、鳥根県とかはブラウンルートというのが入るらしいんですけども、県が騒音測定器を買って、町村に貸し付けて調査を依頼していると、そういう活動をしていうというのがありました。

実際、群馬県というのは、首都圏に厚木基地とそれからアメリカ軍の空母の基地で横

須賀港があり、特に群馬県の上空というのは、オスプレイが飛ぶ前の今でもアメリカ軍の低空飛行訓練の場所になっています。沖縄とは比較にならないんですけども、本土では沖縄の次ぐらいに騒音とか、そういう訓練の激しさがあるということです。

今回、そういうことで新しく全国で7つの訓練ルートが明らかになって、県内ではみなかみ町だけが該当するということなものですから、その辺のところ危険があるなと思うし、実際に観光の町で、静かに過ごしたいと移住してきている人もいますし、旅館を始めた人もいます。そういうふうなことを考えると、非常に心配をしております。

広域圏で一緒になって、町長は防衛省に安全確認の要望書を出していただいたんですけども、それへの防衛省からの説明というのはどのくらいあったのか、ちょっと教えてください。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) いろいろお話がありました。一番最後にご質問のありました防衛省に要望書を出したことについての説明はどうかということ、まず最初にお答えいたします。

要望書につきましては、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町ということで、広域圏メンバーではありますが、それぞれの市町村長の連名で、森本防衛大臣に要望書を出しました。この内容については、この日付が7月24日付で出させていただいておりますが、内容的には7月6日に群馬県の大澤正明知事が森本防衛大臣に出したものと基本的には同じです。何かというと、政府としてMV22オスプレイの安全性を確認して、国民にわかりやすく説明することということと、安全性の懸念が払拭されない限り、国内での飛行訓練は行わないようにすることという文言です。

これについてどういう説明があったかということでございますけれども、防衛省からの説明につきましては、防衛省の北関東防衛局から、要望書の提出があった地方自治体に対しまして、事前に電話がありまして、オスプレイに関する情報の資料提供を行うということで、みなかみ町についても電話連絡を受けてオスプレイの説明資料あるいはアメリカ政府が実施した環境レビュー、墜落事故に関する報告書、沖縄配備等についての資料提供を受けたところです。そして、不明な点、質問点、要請点があれば、出向いて説明するというふうな回答はいただきました。

とはいいながら、オスプレイの安全性について、さらにご説明を受けても、みなかみ町として判断をする専門的分析力がないということから、その安全性については十分確認されたものと考えてという9月19日の政府の発表がございましたので、それを追隨して、国のいうとおり、安全性は十分に確認されたものと考えてというスタンス以上とりようがないと、それ以外の判断のしようがないというのが素直なみなかみ町の状況でございます。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 各町村も来ているんだと思うんですけども、英語版を概略訳したという形で非常にわかりづらいというのが全体じゃないかなと思います。政府の安全発表なんですけれども、なかなかそのとおりにっていないというのが報道されているとおりにだと思えます。

観光への影響とか、防災ヘリや救急ヘリの影響についてはどう考えますか。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） 騒音の状況でございます。これについては航空機に対する騒音被害について、町で把握しているという案件はありません。先ほどから議員のほうからもお話がありますように、現在も我がみなかみ町は、飛行訓練の区域に入っておりますので、従前からある程度の騒音はあるんでしょうけれども、改めて被害だという形で町へ連絡が来ているのはございません。

そして、それに観光へ対する影響ということでございます。要するにM V 2 2の訓練区域になったからということで、即観光に影響が出ているということではありません。そしてまた、観光への影響はどうかと、これは感じる人次第だと思いますけれども、オスプレイの飛行訓練がどのくらいの頻度でどのような形で行われるのか、これが全くわかっておりませんので、影響がないことを希望しますし、ないと思いますが、ないと言い切れることではないと、非常にわかりにくくて申しわけありません。365日、毎晩1時間も何回も飛んでくれればとんでもない被害になるだろうと。ただし、いつ飛んだかわからないというような形で、訓練区域に入っていますということだけでは、大きな観光への影響はないというふうに思っています。何とも判断のしようがない。

プラス方向ではないでしょうけれども、マイナスが顕在化するというふうにも思っております。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 現在はオスプレイの訓練区域じゃなくて、アメリカ軍の低空訓練区域というふうなことになっています。渋川とか、前橋あたりは、大体空母が入鑑する1月とかから5月の間というのは、1時間とか2時間、低空で何回にも分かれて上空を飛ばれるんで、非常に騒音被害があるということと、高校の入試のときも行われたということで、わざわざ入試の日を通知してあるのに飛ばれたということで、非常に県民が怒っています。そういうことにならないことを希望するわけですが、実際に測っている方のジェット機の通行と大体騒音の大小、高低あるんですけれども、非常に回数が多くなってきております。

そんなことで、町も被害者になるということを考えて、爆音を測定したりそういう体制をつくっていただければというふうに考えています。

実際に今回ののは、ヘリコプターと普通のプレペラ機と併用ということで、非常にダムも近いし、送電線もいっぱいあるということだし、それから山岳地帯は山岳会の話も聞かせていただいたんですけれども、非常に気流の変動が激しいというんですか、危険だなという心配もされています。私たちのほうも一応そういうことがないようにいろいろ苦情もただ問い合わせじゃなくて、こういうふうに飛んでいてうるさいとかなんとかという連絡をすると、これが米軍機かどうか、自衛隊機かどうかというのも防衛省のほうで判断して通知をもらえるようなシステムになっていますので、それをして、実態をさらに明らかにしていきたいと思っておりますけれども、実際に被害が起きて、それから事故が起きて、観光客

が減るようなことがあっては非常に大変だなと考えています。そういったことがないように、町のほうも協力をお願いできればと考えています。

議長(森下 直君) 町長、答弁。

町長(岸 良昌君) おっしゃるとおり、MV22の訓練ルートということになると、利根郡が一致してあるいは群馬県だという言い方をしましたけれども、みなかみ町上空だけであると、これははっきりしています。細かいこのダムの上を通過して、どこを回ってということも説明を受けておりますので、みなかみ町については非常に大きな問題だろうというふうに思っています。その訓練密度等のことはわかっておりませんので、先ほどからご答弁しているとおりになってしまいます。

そしてまた、騒音測定という点に限っていえば、環境課のほうに騒音測定器が2台ございますので、それをいよいよMV22の訓練が頻度高く始まったということであれば、まず町で把握するというところに取り組む対応は可能でございますので、まずそういうことかなと思っています。そしてまた、ほかの方々がそういうことについて気になるあるいは観光への影響を含めてはかりたいというふうなことがあれば、これは連携してやっていくということについては、全く反対することではありませんので、今の支援してという支援の程度の問題だと思えますけれども、協力できることだと思っています。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) それと今、渋川が非常に現在の訓練の低空飛行の頻度が高くなっているということがあるものですから、できれば町も渋川市役所とある程度連絡をとりながら勉強していただけたらと考えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長(森下 直君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長(森下 直君) お諮りいたします。

明12月6日から12月13日までの8日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、明12月6日から13日までの8日間は、休会とすることに決定いたしました。

散会

議長(森下 直君) 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

明日6日は、午前9時から総務文教常任委員会、午前10時より厚生常任委員会と産

業観光常任委員会を行い、午後1時より教育環境特別委員会を行います。また、最終日14日は、午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(14時16分 散会)